

りましたように、モデルガンの規制を強化いたしましたからモデルガンの製造、輸出、販売というものはかなり落ち込んでいくことは承知をいたしておるわけでございます。もちろんその原因と申しますのは、モデルガンの規制を強化したということも確かに大きな原因になっていると思ひますが、全体的な不況の影響というものもかなりあるのではないかとこのように考へておるわけでございます。業界といたしましては、最初はいろいろ異論、意見等もあったわけでございますが、現在は法が施行されて以来一部を除きまして全体的にはこの法の趣旨を了解していただいて、協力して業界の発展に努めているというふうに承知しておるわけでございます。

したがひまして、先ほど申し上げましたようにひとつ法の規格に適合するようにやつて業界を正當に発展させようじゃないかということで、第三者機関の検査機関を設けて、セーフティーモデルガン、S m G マークの販売をするということとで改造防止に努めてきておるわけでございます。これについて私もできるだけ業界の自主性を尊重するというで、それについていろいろ相談事があるということであれば、十分にこれを聞くというふうな姿勢でこれまで接してきておるわけでございますが、経済的な損失と申しますか、これに対する補償というようなことは現在のところやっておりますし、考へておらないわけでございますが、今後とも業界が正當に発展するように通産省とも連携をとりましてさらに努力をしてまいりたい、このように考へておるわけでございます。

○新村委員 たいだいま業界の自主性を尊重されるというお話がございまして、ぜひそうお願いしたいわけでありまして、そのためにはやはり昨年の審議の中でもありましたが、過剰な取り締まりあるいは過剰な立法はぜひ避けていただきたい。治安、公安の観点からの配慮がもちろんこれは基本的なありますけれども、それがエスカレーターいたしますと、いわゆるおもちゃ狩りと言われ

るような段階になりますとこれは大変困るわけでありまして、そのために専門委員会を設置して、そこで十分検討される、そういうことが望まれたわけでありまして、この専門委員会の検討の経過等、ひとつ伺いたいと思ひます。

○森永政府委員 附帯決議で御指摘をいただきましたのに従ひまして専門委員会を設置いたしましたので、どのような構造にすべきかということと十分検討をいたしたわけでございます。その際には、業界の方の見解も十分に聞きまして、その中でいよいよモデルガンの構造を定めまして、総理府令によつて基準を定めた、こういう状況でございます。今後ともこのように各業界の意向等も十分に聞いて今後の行政に反映していきたい、こういうふうに考へております。

○新村委員 いまお伺ひしたのは専門委員会の構成なり専門委員会の審議の過程、何回開かれてどういう審議があったか、そういう経過をひとつ伺ったわけであります。

○柳館説明員 お答え申し上げます。

専門委員会は四名の先生をお願いいたしました。昨年来四、五回詰めた議論を拝聴いたしました次第でございます。そしてその結果、一名の委員の方は、いまの基準よりも若干緩くてもいいのではないかと御意見がございまして、ほかの三名の方は、現在総理府令で定められております基準であるべきだという御意見でございます。私もやはり業界の意見等をもしんじやくし、かつまた、改造防止の万全を期するという点をも配慮いたしまして、現在定められておるような総理府令の内容にいたした次第でございます。

その結果、各業者、業界ともにそのことを了といたしまして、その基準に沿つたものをつくつておる次第でございます。そして先ほど保安部長からも答弁がございまして、一件も新しい基準に基づくモデルガンの改造例はないという状況で、私も全般として大変良好な推移をたどつておるのではないかと、いさぐあいに考へております。

○新村委員 要するに、モデルガンについては、改造が絶対に不可能であるというチェックがされておればいいわけですね。その後において改造が全く不可能な材質が開発されておるといふことを聞いておるわけでありまして、これを使えばいいまでのような総理府令の厳しい規制がなくとも改造が全く不可能であるということが言われておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

問題は、材料の数とか値段の問題をどう考へるかということが一つの問題点であらうかというぐあいと思つておる次第でございます。

○柳館説明員 お答え申し上げます。

○新村委員 そういたしますと、ダイヤ入りインサートについては御検討願へるというお答えをいただいたわけですが、通産御当局といたしまして、こういう新しい材質ができて、しかも業界がそれでもよろしい、それでひとつ健全な娯楽あるいは文化的なものをつくらうということであつた場合に、通産のお考えとしてそれを支持し、また警察御当局とも協議をしてそれが実現に努力をされるお考えでございますか。

なお、今後そういう改造防止上、現在の改造防止措置のために使われておる材質以上のいいものが出てまいりまして、そのことがまた各関係者の了解が得られるということであれば、そういう材料を使った基準というものの検討に値することだと考へておる次第でございます。

○高瀬説明員 通産省といたしましては、業界がそういうふうにするのを希望し、かつまた、警察御当局とも協議をいたしまして、特に法令上も問題がないということとございましたら、できるだけのバックアップはいたすつもりでおります。

○新村委員 これは最近東芝で開発されたというふうに言われておりますが、ダイヤモンド入りのインサート、いわゆる超硬質のインサートがつくられておりました、これを使えば全く改造は不可能である、そしてモデルガンとしての愛好の目的だけにその製品が使われて、絶対にほかには悪用されない、こういうものができておるといふことでありまして、この点、この材質についての御見解はいかがですか。

○新村委員 ぜひ、犯罪に関係がないということであれば、ひとつそういう方向で御努力をいただくことが、やはり健全な国民の娯楽あるいは文化を育てる上にこれは一助になるのではないかと、いうことで、御努力をいただきたいと思います。

○柳館説明員 たいだいま御指摘のダイヤモンド入りのインサートの件でございますけれども、私もこれを一度実験はいたした次第でございます。ただ、これはある程度値段が張るものでございまして、これを全般に基準として取り上げて全体に押しつける結果になるのはどんなものだろうかと、いさぐあいに考へておりました、今後検討した結果、業界の方でそれでもいい、むしろその方がよろしいということになれば、そういう

同時に、五十二年規制によつて先ほど申し上げたような業界の不振、現在すでに倒産寸前にある会社も何社かあるようでありまして、そういう

ますと、比較的狭い、経済界におけるウエートは必ずしも重くはありませんけれども、現在の不況、そして雇用問題が叫ばれておるときに、たとえ狭い分野におきましても、倒産あるいは失業が出るというところについては重大な関心を持たざるを得ないし、通産あるいは政府御当局としても、事の大小を問わず真剣に取り組みをいただかなければならないわけでありますが、こういう目前の事態に対して、通産御当局はどうお考えでござい

ますか。

○高瀬説明員 われわれとしましては、この新しい規制によります業界に対する影響の出ぐあいを従来から注視をしているわけでございますが、十二月の規制以降、特にまだ業界に大きな影響を及ぼすというふうな現象については、行政の措置の基礎になり得るような明確なデータをつかみ得ておりません。したがって、今後どういふ影響が出てまいりますか、業界団体とも十分連絡をと

りながら見守っていきたいというふうに考えておる次第でございますが、たとえば企業数について言いますと、規制前規制後、九社そのまゝ変わりはございせん。また下請の企業数についても全く変化はございせん。生産量については若干落ち込んでおる、あるいは規制対象になっております機種についての影響が非常に大きいというふうな意見も一部あるわけですが、まだ明確な、信頼し得るデータとして出てまいっておりませんので、そのあたりを十分今後見詰めながら対応策を考えてまいりたい、そういうふうに考えております。

○新村委員 明確な影響がないということでありま

をとるようをお願いをいたしたいと思ひます。次に、ことしの改正につきましては、去年と違つて実質的なものは余りない、主として手続上の問題あるいは管理の問題が主体でありますので、その重大な問題はないと思ひますけれども、二、三お伺いしたいのです。

この中に「大麻若しくは覚せい剤」中毒患者には許可証を与えないということでありま

もちろん問題点といたしましては、現在全国的に統一された中毒者の認定基準というものはまだございせん、それぞれの医師が認定をしておるというふうな状況でございすので、できるだけ早くこの全国統一的な認定基準をつくつていただくように厚生省と現在協議をいたしておるところでございす。

また、既往症についてでございますけれども、これは現に中毒者ということと認定された場合に欠格条項に該当するとして許可を与えない、また、それが取り消しの対象になる、こういうふう

に考えております。

○新村委員 通産はお帰りのたいて結構です。そうしますと、大麻、覚せい剤の患者としてこれを認定、確定をする基準がないということになりますと、いやしくもこの法律の執行に当たつて、特にこういう治安立法というのですか、刑事政策的な法律の実施に当たつては、そういう不明確な部分があるということは、非常に国民として不安でありますし、また、法律の実効を期する上からいつてもこれは問題があるわけでありま

す。そして、特に今回の改正の主要な点である中毒患者あるいは大麻の常用者、これを明確に認定あるいは特定できないということになりますと、法律の執行上非常に不安あるいは不安定があるのではないかと思ひます。

特にこういう問題は医学的、生理学的な問題です。非常にむずかしいと思ひますけれども、何か權威のある基準なり方法が確定をされてお

りま

○森永政府委員 確かに、先ほど申し上げましたように、全国的な認定の基準がまだできてないという

だと思ひます。しかしながら、私どもといたしましても、現時点では医師の診断書を中心にして面接等認定をするということをお願い申し上げましたが、面接等につきまして、現在覚せい剤中毒者は注射によるものが多いわけでございます、それ

また、中毒者の場合には一面面接によつてある程度判断をしていくこともできるわけでございます。しかしながら、それだけで警察の素人判断でこれを確定というわけにはまいりませんので、医師の診断書によつて裏づけをしていくという考えでございす。もちろん、医師の診断書につきましても、いろいろ専門医でない方の診断書等もございす。そういう点で不審点があればさらに専門の医師のところをお願いいたしまして再度精密な検査をしていただいて、間違ひのないところで認定をしていく、こういうふうによつていきたく

と考

○新村委員 大体わかりましたけれども、そうし

とか、あるいは常時服用あるいは注射をしている痕跡があるとか、かなり重度の者、そして通常の健康な社会的な生活がだれが見てもできないという、その程度以上でなければこれは適用しないというふうに考えてよろしいかどうか。特にこういう明確に客観的な判定ができない問題については、拡大解釈ではなくて、やはりできる限り厳重な運用が必要ではないかと思ひますけれども、特にそういう点をお願いをいたしたいわけでありま

す。

その次の、三年ごとに講習を受け新たに所持をするための要件をつくるということでありますが、この講習あるいは技能検定の内容、いわゆるカリキュラムといひますか、この内容についてひとつ伺いたいと思ひます。

○森永政府委員 講習の内容につきましては政令で定めることにいたしておるわけでございませう。この内容には、新規の許可の際の講習と、それから更新のときに、正確に申し上げますと更新の前に行ひますところの講習と、二通りあるわけでございませう。

その内容については、現在最終的に細かい点まで詰めておるわけでございませうが、総括的に申し上げますと、新規の際には、新しい法令の講習と、そのときどきの事故の内容、傾向を踏まえまして銃の取り扱いに関する内容のものを盛り込みたい。ただ、新規所持者の講習は基本的な点に重点を置きまして講習をやる、さらに更新前の講習の際にはそのときどきの事故の実態に即応したものに重点を置いてやる、こういうふうな考えておるわけでございませう。

その時間数についても現在詰めておるわけでございませうが、新規の場合にはできるだけ一日以内でやりたいというふうに考えておりますが、更新の場合にはその実績も踏まえまして大体半分ぐらいの所要時間でやりたい。

この際、実際に講習の効果があつたかどうかという効果測定をやらなければいけませんので、新規の場合にはペーパーテストをやりたいという

ように考えております。更新前のいわゆる二度目以後の講習に際しましては、その必要はないというふうな考えておるわけでございませう。

○新村委員 次に、指定射撃場あるいは教習射撃場という規定がございませうが、これはどういう設備あるいは保安基準というものであるか、それからまた、公用といひますか、警察あるいは自衛隊でやつております射撃場との関係ですね、これらとの保安基準の異同、その点をお伺ひいたし

す。

○柳館説明員 お答え申し上げます。

最初に、教習射撃場の認定基準、指定方法についてでございます。

教習射撃場は、指定射撃場と違ひまして、射撃教習を行うということを義務づけられることにな

るわけでございませう。したがひまして、教習射撃が安全に、かつ特に公正に行われる必要があるというところになるわけでございませう。

そのために、教習射撃場の指定の基準につきましては、猟銃に係る指定射撃場のうち、管理者及び管理の方法が総理府令で定める基準に適合して

おり、かつ、総理府令で定める基準に適合する射撃指導員が置かれていふことが法律上の要件になつておるわけでございませう。

そこで、管理者の基準でございませうけれども、二十五歳以上の者であること。

管理しようとする教習射撃場で使用する銃砲または火薬類に関する相当な知識を有していること。

銃砲の所持の欠格事由に該当しないこと。

射撃に関する経験を有し、かつ、射撃に伴う危害の防止のために必要な知識を有している者であること。

その者が指定射撃場または教習射撃場の管理者として在任中に発生した事由により当該指定射撃場または教習射撃場がその指定を解除されたことのない者。

銃刀法または猟銃用火薬類に関する火薬類取締

法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことのない者。

というふうなことを現在のところ考えておるわけ

でございます。

また、管理の方法の基準といたしましては、射撃教習を受ける者が仮許可を受けた者であることを確認した場合でなければ射撃教習を受けさせてはならないこと。

教習射撃指導員以外の者に射撃指導を行わせないこと。

射撃教習を行つてゐる射面では一般の標的射撃を行はせないこと。

教習射撃の業務が公正に行われるように指導監督すること。

射撃教習修了証明書交付に関する記録を三年間保存すること。

といったようなことを基準として考えておるのでございませう。

それから第二点目の、射撃場あるいは教習射撃場の指定について一般の場合と公営ないしは公的

な場合とでは保安基準ないしは許可基準等が異なるのかという御趣旨の御質問かと思ひますけれども、市営、町営等のいわゆる公営の射撃場の指定基準は、一般の私営の場合と同じでございませう。

それから、警察官、自衛官等が射撃を行う警察学校あるいは自衛隊内の射撃場は銃刀法の適用を受けませんけれども、実際には一般の射撃場の基準に準じてつくられておるといふのが実態でございませう。

また、公的な射撃場を一般の人が使用する場合

には、公安委員会の指定が必要になるわけでございませう。その指定の基準等につきましては、一般の場合とこれも何ら差はない、両方同じ基準で指定をしていく、こういうことになっておるのでございませう。

○柳館説明員 廃棄につきまして、法律上は特別なやり方をすべしというふうなものはございませうけれども、大変危険でございませうので、警察署に持ってきていただいて、警察署の方で廃棄するという手続をとつております。

○新村委員 それは法的に義務づけられておるわけですか。そうでない、いわゆる眠り銃がたさん発生するという可能性がございませうけれども、そこらはいかがでしよう。

○柳館説明員 廃棄をする場合は、ただいま先生が御指摘のように眠り銃になつておつて、御本人ももうこれ以上銃を使わないということになりますと、警察の方で、それでは譲渡するなり廃棄するなり、いずれかにしていただけないだろうかというのを申し上げるわけでございませう。

その際に、それではひとつ廃棄いたしますということになりませうが、それを届けていただいで、警察の方が廃棄の実際上の手続をして差し上げるといふこととございませう。法律上警察が廃棄をしなければならぬという規定はない、こういうこととございませう。

なお、眠り銃に関連して申し上げますと、廃棄せずに他人に譲渡すればいいという場合があるわけとございませうので、財産的な損失をなるべく防ぐという意味で、正当に所持できる者に対して譲渡をするというようにした処理の仕方もいたしておる次第でございませう。

○新村委員 そうしますと、使用をしないで民間に眠り銃として滞留をする可能性はないということとすね。

次に、これはやはり新しい規定として保管業者というものを指定をして、保管業者が、使わない銃を、あるいはまた一時預ける必要がある場合に保管をするという規定がございませうけれども、この保管業者は一人で多数の銃を保管するということになりますので、これはある意味ではかえつて危険がそこに集中するといふような形になりますけれども、その場合の保管業者の保安基準あるいはまた保管業者を規制する細かい配慮が必要だと思

いますけれども、それらについての規定はどういうことになりそうですか。

○森永政府委員 確かに、保管業者に銃を預けるということになりますと集中しますので、危険性はその分だけ高くなるということも言えるわけでございます。しかしながら、現在のところ個人保管の原則をとっておりますので、銃はそれぞれ各人が責任を持って保管するという事になっております。しかしながら、これは長期旅行したり入院をしたりという場合に、これはむしろ個人保管にすることが大変危険でございますので、今回の改正で保管業者というものを指定いたしましたので、これに預けることができるということにしたわけでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、集めることによって危険性が高くなるということでございますので、その基準については、総理府令で厳しく基準を定めることにいたしております。

現在考えておりますのは、金属製ロックカーその他堅固な構造を有する保管庫であって、確実に施錠できるものに保管すること。

保管庫は、常時人が看守できる場所にあること。保管庫は容易に持ち運びができないようにすること。

保管庫またはその付近に非常の際外部に通報することができ、警備を備えていること。

保管に関する取り扱い責任者を定めること。

保管の委託を受ける場合は、許可証の提示を求めること。

帳簿を備え、受託年月日、受託した銃の種類、型式、銃番号、委託者の住所、氏名等の所要事項を記載すること。

にいたしております。かつまた、それだけの基準だけでは十分ではないわけでございますので、さらに今回の改正で警察官がいろいろ保管状況等について質問をしたり、あるいは立ち入りをしまして検査をするという権限を付与することによりましてこれを担保

する、そして危険性のないように十分に配慮をする、こういうふうな考えでござります。

○新村委員 銃砲についてはかなり徹底した取り締まりが行われるわけですが、そのほかにも刃物類についての規制もあるわけですが、特に危険な飛び出しナイフ、その他一定の規格以上の凶器に変わり得る刃物、こういったものについては銃器ほどに厳しくないようでありましたが、これらの製造の実態あるいは国外から流入している事実があるのかどうか。銃器以外の凶器に変わり得るそういうものの製造の実態を伺いたいと思

います。

○森永政府委員 刀剣類の輸入制度等につきましては通産省の所管になっておりまして、警察ではその状況について十分把握はいたしておりません。

○新村委員 製造とかそういうことではなくて、どういうふうな形で流通をしているかしてないのか、あるいはどのくらい存在しているか、そういうことです。

○森永政府委員 警察といたしましては、許可刀剣類だけしか把握していないわけでございます。そのほか刀剣類としては文化庁の登録、いわゆる美術刀剣類につきましては文化庁に登録をすれば所持できるということになっておりますから、それを把握はいたしておりますが、そのほかの飛び出しナイフ等の製造、販売、流通、そういうものについては特に把握はいたしておりません。ただ、これについては違反等があれば、それは検挙あるいは押収しておりますので、その分については把握はしておりますが、流通等については十分に把握しておらないわけでございます。

○新村委員 いろいろお伺いをいたしました。最後に伺いますが、銃刀法は制定以来数回の改正によって逐次強化の方向をたどってまいったわけでありまして、この段階で恐らく強化の極限ではないかと思えますけれども、今後さらに法律の規制が強化される可能性、あるいは考え方とい

たしましてこれ以上の強化をされるかどうか、それらの見通し。それから、これは大げさになりま

すけれども、刑事政策としての銃刀法の位置づけ

あるいは考え方、それを伺いたいと思

います。

○森永政府委員 今回の銃刀法の改正は数年来懸案としておった事項でございまして、これはもちろん警察サイドの必要性もございまして、また業界からの要望によるものもございまして、あるいは所持者等の要望によるものもあるわけでございます。この改正をすべく現在まで検討しておったのですが、実は前回の第八十回国会の際の銃刀法の改正は、暴力団の対立抗争が非常に多発いたしましたので、その際モデルガン等の使用が多かつたわけ

でございますので、緊急にそれを規制する必要があるというところでそれを優先させて規制した。今後はいままでの懸案事項を全部解消するためにお願いをいたしておるわけでございます。その意味で、この改正ができました場合には、現時点におきましては改正の必要はないというふうに考えておるわけでございます。しかしながら、社会の変化というものは、特に昨今は非常に激しいものがございまして、それに伴いまして治安情勢も変わってまいります。したがって、そういう推移を見て必要性が出ることも考えられますけれども、現時点ではそのような考えは持っていないわけでございます。

なお、蛇足になりますけれどもつけ加えますと、この銃砲刀剣類の規制につきましては、何となく社会的に有用性もございまして、またそれだけに危険性もございまして、そういういわゆる調和の上に立つて規制というものを考えていかなければならないというところで、何でも規制すればいいということではなくして、やはり銃砲刀剣等が持っている有用性というものも十分尊重していかなければならない。特に個人の権利の侵害という点にもなるわけでございますので、そういう点には十分配慮しながら改正については考えていかなければいけませんし、運用についても十分配慮しなければいけません、こういうふうに考えて

いるわけでございます。

いわゆる刑事政策の面での銃刀法の位置づけというところでございまして、昨今の犯罪や事故というものを考えてみますと、やはり銃砲刀剣を使用したところの犯罪というのが多発しておるわけでございますし、また、このような事件は、一たん発生しますと非常に重大な事件であることは事故に発展したわけでございます。したがって、この銃刀法によってそのような危険なものを規制する、それで適正に運用していくということによって、この犯罪や事故を未然に防止をすることができるといふことになっておるわけ

でございます。これは国際的に見ましても、日本の治安というものは非常に良好であるといふようなことを言われておりますけれども、その支えの一つになっておるものがこの銃刀法である、このように考えておるわけでございます。今後効率的な運用に努めたい、このように考えておるわけでございます。

○新村委員 最後でありますけれども、この銃刀法の立法の流れを考えますと、戦前にもやはり銃砲刀剣類の規制の立法があったわけでありまして、その当時の規制の考え方あるいは法の内容と現在とでは若干違ふような気がするわけでありまして、戦前の立法は敗戦によって中断をされて、マッカーサー司令官の命令で根こそぎ武器、刀剣、銃器は集められた、召し上げられたわけでありまして、そういう状態が続く中で今度は新しく自主的な立法ができたわけでありまして、これも、何か戦前の立法と戦後の立法では、考え方においても内容においても中断がある。戦後の立法はマッカーサー司令官の根こそぎ徴発の流れを受けた考え方が支配的ではないか。したがって、古来の文化なり慣習なりをある程度無視をしてきた、あるいはまたある程度は国民の嗜好なり、ある意味では護身用というものは時代錯誤かもしれませぬけれども、そういう点で許されるべき部分まで一掃したに禁止をされているという傾向があるんじゃないかと思えますけれども、そういう面で、こ

これは政策的な問題あるいは考え方の問題でありまして、何かこの戦時立法あるいは占領中の非常事態の非常措置を受け継いだ一つの流れとしての立法ではないか、性格としてそういうものがあるのではないかと、さういふふうに考えますけれども、その点はいかがでしょうか。

○森永政府委員 銃砲刀剣類の規制についてでございますが、これはただいま御指摘のように、戦前にも規制がございました。引き続き今日に至っているというところでございます。その底流といいたしましては、考え方としてはやはり先ほど申し上げましたように、この銃砲刀剣類のいわゆる有用性、それからその危険性、両者を考えまして、その調和という点に立ってそのときどきの治安情勢を見きわめながら規制をされてきた、こういう流れにおいては私は同一の底流があるというふうに考えておるわけでございます。

しかしながら、これもただいま御指摘になりましたように、戦後は銃砲、これは刀剣についても大変厳しい規制がされたわけでございます。しかしながら、これはその当時の非常に混乱した治安情勢を踏まえての規制であらう、それにいわゆる占領政策というものが加わっておったわけでございまして、そういう色彩もあつたわけでございまして、しかしながら、その後講和条約が結ばれて以降、数次の改正を重ねてまいりましたわけでございますが、それによつて、さらにそれよりは強化されたものもありますし、またきめ細かい規制が行われたというものもありますし、物によつてはある程度緩和されたというものもあるわけでございまして、終戦後の占領政策を含めた厳しい規制をそのまま受け継いでいるということではなくして、やはりその後の社会情勢なり特に治安情勢を踏まえて改正をされて、現在の銃刀法は現在の社会情勢、特に治安情勢にマッチしたものであらうというふうにお考えおるわけでございます。

○新村委員 以上で終わりますけれども、先ほどもいろいろお話がございましたが、国民の文化あるいは慣習にマッチしたところの銃刀法の運用と、

それから今後の執行についてもそういった点をひとつ十分考慮をされて進められるようにお願いしたいわけであります。また先ほどもお話がありましたように、無用の、心配のない部分については現在の法制あるいは規定等も緩めるといふ点もひとつ同時に御考慮をいただきたいということをお願いいたします。

○木村委員長 斎藤実君。

○斎藤(実)委員 私は、銃刀法の審議に関連をしまして、まず最初に警察庁長官にお尋ねをいたします。

テロと銃砲との関係は切っても切れない関係がございまして、イタリアの前首相でありましたアルド・モロ氏が極左の過激派赤い旅団に誘拐されまして、ついに残忍無比なやり方で銃殺されたことが明らかになりました。その事件は、悲劇を生んだイタリアの国情ということもありますが、さきにシユライヤー・西ドイツ工業連盟会長の誘拐あるいはボント・ドレズナー銀行総裁あるいはブバツク検事総長の殺害事件なども発生をいたしておりました。加えて、このモロ事件は議会制民主主義を統治と支配の根源として多くの国々に共通する問題を含んでいるわけでございまして、わが国もこの事件を対岸の火災視することはできないと私は考えます。現に、端的に言えば日本でも要人誘拐防止の大演習計画が進められているというふう聞いております。

ところで、今回の銃砲の取締法の改正は法と秩序を守る観点から改正をされるわけでございまして、治安の強化や警備警察の充実だけでこのようなテロ事件を防止することができるとか、この点について長官の御見解を承りたい。

○浅沼政府委員 現在のわが国の治安というものを考えました場合に、私は特に大きな問題が二つあると思うのです。

一つは、ただいま御指摘の極左暴力集団の問題、それからもう一つは、やはりいわゆる暴力団の問題、ともにこれは非常に凶悪な犯罪者集団で

あるというふうに私は考えます。民主主義の基本である法と秩序、これを頭から否定してかかっておるわけであります。この極左暴力集団、いろいろな集団的な不法行為あるいはゲリラあるいはたまた御指摘のようなテロ、個人テロあるいは爆弾闘争、こういうような凶悪な犯罪を敢行しております。私どもも爆弾闘争あるいはゲリラ闘争あるいは集団暴行、こういう問題については十分注意をいたしておりますと同時に、個人テロについても十分な警戒をいたしておる。

ただ、イタリアの今回のこれは非常に衝撃的な事件であります。イタリアと私も日本との政治経済情勢あるいは犯罪情勢その他いろいろの法体系もろもろを背景とした治安情勢を比較して考えますと、あのような犯罪が直ちにわが国において敢行されるということはまずないんじゃないかというふうに思います。ただ、この種の事件は非常に影響するところも大きいわけでありますので、今後とも、先ほど申し上げたテロに対する防正対策ということについてはさらにひとつきめ細かい対策を考えながら進めてまいりたいと思っております。

それから警察の取り締まりだけで防げるのかという御質問でございます。もちろん、犯罪者を直接取り締まるあるいは検挙する、これは警察の仕事でありますから当然でございますけれども、先ほど申し上げたように、これは民主主義の基本である法と秩序を真つ向から否定しているというところであります。やはりこれは国民全部が民主主義を守る、国の基本である法と秩序を守るという点においてこのような凶悪なテロをやるような極左は認めない、極左は許さないのだ、こういう強い国民的な気持ち、意思、そういうことが基本であらうかと思うのでありまして、仮に彼らを甘やかすようなこととすれば、これはもうなかなかなくなかない。やはり基本は国民の民主主義を守る、法と秩序を守るといふ気持ち、その盛り上がり、そこによって彼らが存在できないようにする、こういうようなところが一番大事じ

やないかというふうに私は考えるわけでございします。

○斎藤(実)委員 いま長官から、警察としてはテロ事件については十分警戒をしているという答弁がございましたし、イタリアのようなテロはわが国では起きないのではないかという御答弁がございましたが、長官の言うようにあのテロ事件がわが国で起きないという断定をされることはどうかと思ひ、日本でも同じような無差別なテロ行為ということが出てこないとは断言はできないだらうと思ひます。

そこで、このテロ対策につきまして、西欧諸国におきましては新たに国際協力の動きがあるように伝えられておりますが、わが国の警察としてはこの国際協力についてどういふ見解を持っておりますか。お尋ねしたいと思います。

○浅沼政府委員 先ほど申し上げたのは若干説明不足かもしれませんが、あのような態様における、ああいふ襲撃の形でテロというのは直ちにないのではないかと、さういふことでありまして、極左のテロという問題については十分な警戒を必要とする、さういふふうには私は思っております。

それから国際協力の問題でございますが、御承知のように、極左のうちにいわゆる日本赤軍が主として海外におきまして非常に凶悪なハイジャック事件等を敢行しております。私どもは、主として海外で活動しているこれらの実態といたしまして、あるいは彼らの活動を防止する、抑止するためには、どうしても外国のあらゆる機関の協力を求めないといふことは封圧できないということでありまして、関係諸国の警察機関と十分な個別の連絡をとりますと同時に、ICPO等の国際的な捜査共助、情報協力のさういふ機構等も通じまして、情報の交換、捜査協力の依頼とかあるいは必要な手配とか、さういふことを時々進めておるわけでございます。

日本赤軍につきましてもさうであります。そのみならずわが国の治安に影響を及ぼすような問題全般につきましても国際的な協力ということの必要

性が非常に強まってきた。外国人が日本に来る、あるいは日本人が外国へ行くという交流も非常に活発になっており、そういう意味で、国際的な協力ということが非常に重要であるという認識の上でいろいろな努力を現在進めておるところでございます。

○斎藤(実)委員 成田空港の五月二十日開港を控え、新聞報道によりますと、反対同盟の戸村委員長が昨夜記者会見をいたしまして、実力で阻止をするということを強調されたというふうな報道されているし、また昨夜も、成田空港に反対する過激派が開港の実力阻止闘争を展開するというようなことが言われているわけでございます。中には、空港を爆破するとかあるいは人が出て来てもやむを得ない等、強気の発言をいたしておられるわけですが、現在の警備体制で万全と考えるかどうか、長官、ひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○浅沼政府委員 五月二十日開港ということが政府の方針として決定しておりますが、私も、この開港時、その前後、極左を中心とする反対闘争の動き等を十分に考えながら必要な警備体制を組むということで進めておりますが、いまの二十日前後のピークにおいて全国動員による反対闘争というものが当然組まれるだろうということ、警察といたしましては全国から機動隊一万人をもつて応援をいたしまして万全の警備体制をとることについていたしております。

また、開港後の空港の安全あるいは飛行の安全ということが非常に重要な問題であります。この開港後の問題につきましても、関係機関、公団、運輸省その他とも十分な連絡をとりながらその安全対策というものを進めておる。

現在、あと十日足らずの時間しかない段階でございますが、各般の準備が着々と進められておりますし、また警備に当たる隊員諸君の士気もきわめて旺盛であります。私は、警察の力を十分に發揮するならば、開港の警備については万全であるというふうに自信を持っておるわけでございます。

す。

○斎藤(実)委員 今回の成田警備につきまして、機動隊員が夜間警備に条件つきで拳銃を携帯するように聞いておられるわけですが、この過激派集団に対してどういう状況に遭遇した場合に拳銃を使用するということになっているのか、基本的な使用方法についてお尋ねしたいと思います。

○山田政府委員 ただいまお尋ねの拳銃使用の問題でございますのは、私どもは犯罪の鎮圧、検挙のためにいかなる手段を警察が選択すべきか、現場においてとるべきかという問題であらうと思ひます。従来は極左暴力集団の違法行為につきましては、御承知のように、放水あるいは催涙ガス等のいわば制止の用具の活用で有効な鎮圧、検挙を図ってきたわけでございますが、最近のように電氣もりとか、著しい火炎びんの投てきとか非常にゲリラ行動が先鋭化してまいります。そうしたものににつきましては、武器の使用ということによって効果的な鎮圧、検挙が図れる場合もあるかと思ひます。過般の三月二十六日の事件の際におきましても、局部的には拳銃の使用によって有効な鎮圧、検挙が図られた場合もあるわけでございます。そういう意味におきまして、特に使用について従来の方針を変更したということではございません。極左暴力集団の悪質な行動に対処するためには、法の枠内で有効適切な拳銃使用を行うことが警察官や第三者に対する危害を防止するため有効ではないか、そういう心構えを持って対処しなければ極左暴力集団の反対行動を鎮圧することはできないのではないかと考え方でござい

ます。

この銃器の使用につきましては、過般の広島の新ジャック事件あるいは長崎におけるバスジャック事件のように、相手方に危害を加える使用を極限の状態できりぎりに行つて事態の解決を図っているところでもござい

ます。従来からその点は変わらない方針でございます。悪質な極左暴力集団の行動に対処する心構えを持つべきである。

かように考えておるところでございます。

○斎藤(実)委員 もう一点、成田に開港いたしました、開港後に常駐する警備の体制であります。空港警備隊設置に対する費用を千葉県だけに負担させるという話を聞かれてござい

ますけれども、もしそうなりますと、地方自治体を圧迫することになるし、国際空港警備という性質上、一地方自治体が負担することは適当でないと思ひます。したがって、空港警備隊に対する予算措置は全額国庫負担で行うべきだと私は思ひ

ますが、大蔵省との折衝の中でどういふ話し合いになっているのか、警察庁の見解を伺いたいと思ひます。

○山田政府委員 空港警備隊の設置、活動に要する経費につきましては、ただいまの御趣旨のとおり、私も警察庁といたしまして、その任務の特殊性から千葉県に負担をかけるべきではないと考へております。その線に従ひまして、特に人件費の補助につきまして千葉県に負担をかけるまいという観点から大蔵省と折衝を行つておるところでございます。また、おおむねその目標に沿つた方策で対処できるのではないかとこのところ考へております。

○斎藤(実)委員 さて、今回の銃刀法の改正におきまして、銃銃を使用する犯罪あるいは事故防止のために、銃銃等に関する規制が強化されたわけでございます。初心者による銃銃事故、ハンターとしての自覚のなさからかどうか知りませんが、交通標識への乱射あるいは銃銃によって電話のケーブルを損傷する等、こういう事件が多発しておるわけでございます。私は、単に銃銃の操作や技能のみに重点を置くのではなくて、新規所有者に対するモラルの高揚、このための対策に力を入れるべきだと思ひますが、いかがですか。

○森永政府委員 お答えいたします。ただいま先生から御指摘いただきましたように、最近特に銃銃等による事故が増加しているというふうな状態ではないわけでございますが、しかしながら、事故の内容を見ておりますと、銃銃の

操作等について基本を知らない、あるいはそのマナーを十分身につけていないというふうなことによる事故が大変目立っております。むしろそういう事故がふえているというふうに見られるわけでございます。また一方、事件について見ましても、これも先ほど先生御指摘になりましたように、北海道で、恐らく狩猟の帰りだと思ひますけれども、交通標識を撃つて歩くというふうな常識では考えられないような事件も発生しているわけでございます。

したがしまして、私どもといたしましては、今回の改正によりまして、新規許可を与える場合には単に法令講習を受けるだけではなくて、実技の面についてのいわゆる射撃等の検定に合格することあるいは教習射撃を受けるとか、そういう実技の面での基本も身につけなければ許可をしない、こういうふうな改めるようにしたわけでございます。これが、これにつきましても、単に技術、いわゆる射撃の腕を上げるというだけではござい

ません。また、それと同時にマナーを十分身につけさせる。また、銃銃という非常に危険なものを所持するわけでございますから、一般以上に高度のモラルというものが要求されるわけでございます。そういう面も教習射撃の場において十分に講習をいたしたい、こういうふうな考へておるわけでございます。

もちろん、これは最初新規の許可を出すときだけではなくては十分ではないわけでございます。今回の改正で更新を五年から三年に短縮していただくようにお願いしておりますが、その更新のときの講習についても、それは単に法令が最近こういうふうになりました、これを守りなさいと言うだけではなくて、さらにその根底にあるところのモラルの面についても教養を授けたい、このように考へておるわけでございます。

また一方、幸いに、指定教習所の方々に自主的にひとつ全国の連合会をつくらうじやないかというふうな動きがございまして、私どももこれに一応の助力をいたしておるわけでございますが、そ

ういう協会ができました場合には、それらが健全な協会として発展するように助成をするにとともに、そういうものを通じて、常時、銃銃等を所持する者に対してマナーやモラルの問題について働きかける、こういうことも考えていきたいというように考えております。また、そのほかいろいろの狩猟の団体あるいは射撃関係の団体等もございいます。そういうものに対しても今後十分に働きかけていきたいというふうに考えておるわけでございいます。

○斎藤(実)委員 今回の改正の中で、第五条第一項で新たに覚せい剤中毒患者には銃刀所持の許可をしないということになったわけですが、覚せい剤中毒者の銃砲による犯罪の実態というものはどういうふうになっていきますか。

○森永政府委員 覚せい剤中毒者が銃銃等を使用して行った犯罪は、昭和五十年に九件、五十一年に十五件、五十二年に七件ということで、三年間を合計しますと三十一件発生をいたしております。このうち二十五件は拳銃によるものでございいます。したがって、残り六件が銃銃等によるもの、こういうことになるわけでございいます。そのうち、許可を受けているものは一件だけになっております。これを罪種別に申し上げますと、殺人が十一件、恐喝が四件、脅迫が四件、こういうことになっております。その動機等でございますが、覚せい剤中毒者による犯罪は、被害妄想あるいは追跡妄想等に基づくものが多くございまして、昨年の八月大阪で発生いたしましたクラクシオン殺人事件、それからまた昨年四月平塚で発生しました拳銃乱射事件、それからまた八月に大阪の水上警察署に散弾銃を撃ち込んだ事件のように、これは突然、特別な理由もなく銃器を使用するというふうな状況になっておるわけでございいます。

このように覚せい剤中毒者による犯罪、これは件数としては必ずしも多いわけではございませんけれども、最近このような事件は年々増加する傾向にございいますし、また一たん発生しますと、非

常に危険な重大な事件になるわけでございしますので、そういう点についてひとつ規制を強化したい、こういう考えでおるわけでございします。

○斎藤(実)委員 この覚せい剤につきましては暴力団の有力な資金源になっておると言われておるわけですね。昭和二十年代に次の第二の乱用時代を迎えたというふうにも言われておるわけでございまして、この覚せい剤事犯は一年間も一万六百人、前年に比べて三〇%も増加をしておるわけでございします。この覚せい剤使用者は家庭の主婦やあるいは青少年にまで及んでおるわけですね。これは放置できない社会問題になっておるわけですね。このような犯罪の増加の傾向には早急に歯止めをかけなければならぬと思うわけでございしますが、これらの覚せい剤事犯に対してどういう対策をこれからとらうとされているのか伺いたいと思ひます。

○森永政府委員 覚せい剤事犯は、特に昭和四十五年以降急激に増加をいたしておりまして、昨年は全国の警察で二万三千七百六十五件、一万四千四百四十七人を検挙しておりまして、過去八年間で約二倍増加をいたしておるような状況でございします。また本年三月末までに八千八百八十二件、四千八百二十人を検挙しておりまして、これはまた昨年同期と比較しますと、件数で八六%、人員で七四%の増加ということになっておるわけでございします。これは先生御指摘になりましたように、治安問題からむしろ社会問題化しつつあるというふうな状況にあると思うわけでございします。その対策といたしましては、まず第一番目に、何といつても密輸のルートを通断つことが必要であらうというふうな考えでおります。この覚せい剤はほとんど外国からの輸入でございまして、特に韓国、台湾、東南アジアでございします。昨年あたりから、その上に西ヨーロッパ物がかなり出回っておりまして、供給源は非常に豊富でございします。したがって、こういう覚せい剤の密輸ルートを断つ、そのためにはやはり国際連帯を強化していく、そのためには警察庁あるいは主要府県

に海外捜査担当の係官を設置いたしましたして、常時情報交換をやる、あるいはICPO等の国際機関を通じて常時連絡をとっていくということが必要であらうと思うわけでございします。またそれと同時に、水際において阻止するということも必要でございまして、体制を強化しておりますが、特に麻薬の養成を現在いたしておりまして、主要なところにこれを配置していくという考えでございします。

それから第二番目には、何といつても密売組織を解明することが必要でございします。これは先生御指摘になりましたように、暴力団の大変な資金源でございまして、これは昨年一年間の推計でございしますけれども、大体、検挙いたしたもののうちで暴力団の資金源が三百億と言われております。これは検挙したもののだけについてでございします。そのうちで二百億が覚せい剤であると言われております。したがって、大変な資金源でございしますから、暴力団としては絶対に放したくない、また、販路を拡張したいということで、かなり強引な密売をいたしております。したがって、これを何とかしてたたき必要がある。それで、これはもう保安部だけではなくて、刑事局とも十分連携をとりまして、暴力団壊滅作戦の一環としてこれを進めていくという必要がある。それから第三番目には、何といつてもやはり暴力団等の強引な売り込みによって使用者がふえるということが言えるわけですが、しかし、この内容を見ておきますと、比較的安易に覚せい剤を使うというふうなところが多分に見受けられるわけでございしますから、国民にこの覚せい剤の恐ろしさを十分に知らせる必要がある。そのために昨年は「白い粉の恐怖」という、この覚せい剤中毒者の体験記をまとめたものを全国的に配布いたしました、大変な反響を呼んだわけでございしますが、ことしはさらに映画などをつくりまして広く広報をいたしたい。また、これは警察だけではなくて厚生省とも十分連携をとって国民の啓蒙というものに努めていくべきであらう、こういうふうに考

えておるわけでございします。

このような三本の柱でこれを総合的に推進をしていく、こういう考えでございします。

○斎藤(実)委員 次に、銃刀の一般の所持者の犯罪の中には精神障害における犯罪が多いのではないかとこのように思われます。

たとえば、先日千葉県下においてノイローゼで入院した者が、本人所有の散弾銃を発砲した事件がありました。これまで所持許可が認められた以後に精神障害になった、こういうことが報道されておりますが、こういった事故はどれくらいあるのか、御報告いただきたいと思ひます。

○森永政府委員 この精神病患者の排除につきましては、新規の許可を出すときかなり厳しく審査をいたしております。したがって、精神病患者による銃銃等の使用犯罪というものは比較的少のうございまして、五十年に二件、それから五十一年はございまして、五十二年に一件、こういう状況になっております。

○斎藤(実)委員 銃刀法第五条一項の二号には、心神耗弱者に該当する場合、所持の許可をしないこと、こうなっているわけですね。

いま私が申し上げましたような事故が起こることとは、心神耗弱者の規定があいまいで、精神障害者またはそのおそれがある者に対してのチェックに甘さがあつたのではないかと思ふわけですが、いかがですか。

○森永政府委員 これは精神障害者のチェックが甘いのかどうかというふうな御指摘でございしますが、先ほども申し上げましたように、この所持の新規許可をいたします際には、医師の診断書を添付させることにいたしております。それで、一応これに基づいてチェックすることになっておりますが、このほかに、許可事務担当者による面接調査あるいは外勤警察官による聞き込み調査、こういうあらゆる角度から厳重にチェックをいたしておるわけでございします。しかしながら、医師といつても専門医でない場合もございしますので、警察の方でこれはちょっと不審である、あるいは

問題点があるという場合には、さらに専門医の方にお願いをいたしまして再度チェックをしていただくというふうな方法をとっておるわけでございます。精神病患者が銃銃等を所持するということがなれば、これはもう大変危険なことでございますので、今後ともその点については十分に慎重にやっていききたい、こういうふうに考えております。

○斎藤(実)委員 医師の診断書を添付する、こういうことでございますが、精神病患者の場合、一般診療所からの診断書、こういうことになるれば、健康診断的な診断書ということになると私は思うわけでございまして、そうなることは全く気休めにすぎませんし、精神障害によって自分の行った行為の是非善悪を判断できない、そういうおそれのある者に所持許可を与えるということとはきわめて危険なことではございまして、むしろ私は診療所の普通の医者でなくて、精神鑑定等によって一定の検査規定を設けて診断を求めざるべきではないかというふうに考えますが、いかがですか。

○森永政府委員 確かに、先生御指摘になったとおりだと思っておりますけれども、しかしながら専門医の現状を見ておきますと、医師のうちの〇・八%、千七十二人というふうに数字がなっておりますのでございまして、それも比較的都市に集中しておるというところでございまして、したがって、この基準を設けて専門医の診断が必要だということに義務づけましても、全国的な視野で見れば場合には非常に不便を受ける、いわゆる不利益を受けるという方が大変多くなるのではないかと、そういうふうに思っております。したがって、私どもとしては、確かにこれは先生のおっしゃるとおりでございまして、そういう制度の面できちっと規定できないことはやはり運用の面でカバーをしていく。したがって、診断書だけを〇〇%信用しないで、やはりできるだけ警察独自でも不審点を発見するように努めまして、不審点があれば、そのときには専門医の方にお願います、場合によっては普通でお願いする、こういうふうな

慎重な措置をとっていく。こういう運用の面でカバーするように努めていきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○斎藤(実)委員 今回の改正で、九条の四で、教習射撃場の指定をするということになっております。現行法上の都道府県公安委員会が指定する射撃場の中から総理府令で定めた教習射撃場とするようになっておるようでございますが、どういう基準でやられておるのですか。

○森永政府委員 今回新たに設けます教習射撃場は、これまで一般に指定をいたしております指定射撃場と違いまして、射撃教習を行うことを法律的に義務づけておるわけでございまして、それです。その結果によって許可の前提になりますところの修了証明書が発給するということになる権限も付与するということになるわけでございまして、この教習射撃場が安全でまた公正に行われるように、十分に配慮しなければいけないということで厳しい基準を設けておるわけでございまして、その基準は、銃銃に係る指定射撃場のうち、管理者及び管理の方法が総理府令で定める基準に適合しており、かつ、総理府令で定める基準に適合する射撃指導員が置かれることを要件としておるわけでございまして、

それぞれの基準を定めておるわけでございまして、まず管理者の基準について申し上げますと、二十五歳以上の者であること。管理しようとする教習射撃場を使用する銃砲または火薬類に関する相当な知識を有していること。銃砲の所持の資格事由に該当しないこと。射撃に関する経験を有し、かつ、射撃に伴う危害の防止のために必要な知識を有している者であること。

その者が指定射撃場または教習射撃場の管理者として在任中に発生した事由により当該指定射撃場または教習射撃場がその指定を解除されたことのない者。銃刀法または銃銃用火薬類に関する火薬類取締

法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことのない者。

こういふふうに考えておるわけでございまして、また、管理の方法の基準でございまして、射撃教習を受ける者が仮許可を受けた者であることを確認した場合でなければ射撃教習を受けさせることができない。

教習射撃指導員以外の者に射撃指導を行わせることができない。射撃教習を行って射面では一般の標的射撃を行わせないこと。教習射撃の業務が公正に行われるように指導監督すること。射撃教習修了証明書の交付に関する記録を三年間保存すること。

こういふふうにしておるわけでございまして、なお、指定の方法でございまして、これは都道府県の公安委員会が指定射撃場の設置または管理者の申請を受け受理した上で、以上に述べた基準に適合するかどうか、これをよく審査をいたしまして、適合しておれば指定をする、こういうことで考えております。

○斎藤(実)委員 教習を行って修了証を交付するといふ厳しい規定を設けるわけでございしますが、これは私は結構だと思っておりますが、設置者が指導員の選任、解任の権限を持てるといふことは、これは私企業ですから、採算性を重視した場合、早く言回と回転をよくするということ、そして早く修了させようということが起きてきますと、認定者の乱造ということも考えられるのではないかと。営利の企業でございまして、それに従事する指導員に公的な効力を持つ教習修了証明の発行権限を付与するということは、ちょっと適当ではないかと考えるわけですが、いかがですか。

○森永政府委員 指定射撃場、いわゆる教習射撃場の前提になります指定射撃場は、全体の割合を見ますと、二〇%程度が公的なもので、あとは私企業によるものでございまして、したがって、

先生御指摘になりましたように、ややともすれば回転をよくして企業利益を上げようというふうな考え方を持っておそれが多分にあるわけでございまして、したがって、先ほど申し上げましたように、まず管理者を選任する場合に、能力的にもそのうでございまして、特に人間的にもそのような不正を行うような者でない者を選んでき、それでまた幾ら管理者がよくても今度は教習指導員が実際にやるわけでございまして、これがまたいいかげんな教習をやられたのでは困りますので、これについても厳しい基準を設けて十分審査してやるということにいたしております。

この教習指導員の基準を簡単に申し上げますと、これはまず射撃指導員というものを公安委員会が指定いたします。その中から適任者であると思われる者について管理者が任命をするというふうな形になります。もちろん、その際には公安委員会に届け出るということになっておるわけでございまして、射撃指導員の基準というものが大変厳格なものになっておるわけで、その点、不正な教習をやらぬような人物を選任するといふふうには考えておるわけでございまして、それから、それだけではもちろん十分でないわけでございまして、平素教習射撃場については厳しい指導監督を実施する予定でございまして、また、もし教習に不正があった場合には、これまでにはなかったわけですが、今度新たに行政処分ができる、もし不正があった場合には教習射撃修了証明書の発給を停止するとか、こういうふうな行政処分ができるように考えておるわけでございまして、そのように、いわゆるその箇に当たる人を厳密に選ぶ、それから指導監督を厳密にやる、それからさらに、不正があった場合にはいわゆる行政処分を担保する、こういうふうな三重にチェックをして、そして不正がないように十分配慮してまいりたい、このように考えておるわけでございまして、

○斎藤(実)委員 いま、教習指導員には厳しい基準を設けて指導監督をする、不正があった場合には行政処分をするという答弁がございましたが、

私企業でありますから、教習場と指導員の雇用という関係からいまして、教習課程を本場に修了したかどうかという認定は、銃砲を所持させるというきわめて重要な性格を持つておるものですから、そういう規制をやつて果たして完璧になるかどうかというところに非常に私は危惧を持つておるわけでありまして。したがって、むしろその性格上最終的な修了認定は公安委員会が行うべきではないかというふうに考えるのですが、いかがですか。

○森永政府委員 これは事務的なものもございまして、これは大体年間新規が五万人程度ございまして、しかし、ただ事務的な負担の問題だけでなく、教習射撃場ということで厳密な審査を受けて公安委員会が認定するわけでございますから、そういう面では自主的に運営をしてもらうということが大切ではないか、そして、その自主的運営について十分なチェックをやつていく、もちろん修了証明書の交付について一つずつはチェックはいたしませんけれども、現在指導監督要領というところでわれわれ考えておりますのは、やはり抜き取りで、その中で何人かを選んで、実際に行われたかどうかというのをチェックして、不正の防止、発見、そういうものに努めていきたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。それで一応それを十分担保することができないのではないかと、こういうふうな考えでおるわけでございます。それで、これについては業界等の意向等も聞いておるわけでございますが、業界としても、公安委員会にやつていただいた方がいのではないかと、いろいろ意見もございまして。しかしながら、われわれの説明に對して、そのような厳しいチェックをしていただければこれは予防効果もあるし、また、不正をやれば発見できるわけでございますから、というふうな意見でもございまして、その意見もあわせて総合的に判断した、こういうことでございます。

○斎藤(実)委員 今回の改正によりまして、二十七条の二で、教習射撃場並びに銃銃等保管業者に對して警察職員が立入検査を行うことが新たに盛り込まれたわけでございますが、この理由はどのような理由でしようか。

○森永政府委員 現行の法律では、銃砲等の保管は個人保管の原則になっております。ところが、やはり個人保管が適当でない長期入院とか長期出張とかいろいろな場合がございまして、これはやはりしつかりとした保管の設備を持つておるところに保管をさせた方がいのではないかと。これは従来から意見のあったところでございまして、そのようにした方がよろうということで、教習射撃場とかあるいは銃砲販売店等を一応届け出によつて公安委員会が指定をする、こういう手続を踏んで認めるということにいたしましたわけでございます。

この指定を受けた銃砲等の保管業者について見ますと、もちろんこれは保管をする以前から販売店等でございまして、いろいろたくさん銃を保管をしておるわけでございますが、さらに新たにこのような銃を預かるということになりますと、それだけ危険性も高くなるということになります。銃砲店等は、銃砲店に並べているのはほとんど自分の店のものでもございまして、他は人のものだということでも保管上十分な点があつてはいけませんので、これについても保管上の一つの基準を設けるようにいたしております。したが、いまして、この基準に従つて十分に保管をしていくかどうか、これをやはり確かめる必要があるわけでございますので、それをチェックするため、警察官に立ち入りをして、質問をし、場合によつては施設等の検査をする、こういう権限を与えることにしたい、こういうことでございます。

○斎藤(実)委員 新聞報道によりますと、銃器の製造メーカーでありますエスケービー工業会社、これは昭和五十一年度で七万一千丁製造しているというトップメーカー、その他等間新考会社の従業員が銃器あるいは部品を持ち出して暴力団に横流しをしていたということが報道されておりますが、この事件をどういうふうに警察としては掌握されておりますか。

○森永政府委員 御指摘の事件の概要でございまして、まずエスケービーの関係についてでございますが、これは、昨年の暮れ警視庁が覚せい剤取締法違反で逮捕いたしました暴力団の組員が所持していた銃の番号を削り取つた散弾銃の出所を追及いたしましたところ、銃銃製造メーカーのエスケービー茨城支部工場が工場から盗み出したものであるということが判明いたしましたわけでございます。このようなことで端緒を得まして捜査を進めたわけでございますが、捜査を進めました結果、工場の従業員の中には、工場側において退社時に所持品検査をしないこと、あるいは車両通動の際に車両の検査をしない、また完成品、部分品の保管、管理が徹底してないというところを目をつけまして、工場から製品を持ち出して、工員が持つておる許可銃と同じ番号を打刻をするということ、許可銃であるように偽造をして不法所持をしておつた。また一部には、部品を持ち出して、新たな銃をつくり上げてこれを不法に所持をしておつた、こういうふうな事件の内容でございまして、そのうちの一部、これは二丁でございまして、暴力団に流れておつたということで、現在までの捜査の結果では、暴力団の組員、工場の幹部及び工員、それから銃砲店の経営者等、被疑者四十四人を検挙いたしております。そして散弾銃四十三丁、それから改造銃二丁を押収しております。さらに捜査を継続中でございます。

次に、笠間新考社の関係についてであります。この会社は昭和四十三年ごろから昭和四十九年の九月三十日まで輸出用の銃銃の製造をいたしておつた会社でございまして、経営不振となりまして廃業になった当時の在庫の銃銃、これは数百丁、現在警察でつかんでおりますのは二百五十九丁ほどでございまして、この銃銃身先端部に鋼材をはめ込みまして、飾り銃だということをしてこれを販売しておりました。この一部が暴力団に流れたということでございます。はめ込みをしておりま

したけれども、これは容易に取り外しができるものでございまして、これは全く銃銃と言っても過言ではないわけでございます。現在までの捜査で、暴力団等からこれらの散弾銃二十一丁を押収いたしております。また暴力団員、元会社役員等十七人を銃刀法違反で検挙いたしております。これについても、二百五十九丁横流しをしておりますので、これを全部押収するという方針で目下鋭意捜査中でございます。

○斎藤(実)委員 銃銃その他の武器が製造工場から暴力団に流れているということについて、これはきわめて遺憾なことではございまして、これは暴力団に流れていったことそのことについて捜査をするだけでは解決できないだろうと私は思うし、これは製造工場を厳重にチェックし、取り締まらなければいけません。問題がまた出てくるのではないかと、いふふうに考えるわけでございます。

そこで通産省に、この武器等製造法の二十五条一項には、通産大臣または都道府県知事は、必要限度において製造業者、販売業者に対して立入検査をすることができるといふふうになっておりますが、この二社に対してどういう調査を行つてきたのか。昭和四十九年から今日まで三回の調査をした、しかし、指摘をされるような事項なしといふふうに言われている。こういうふうな立入検査はきわめて遺憾だと思ふのですが、通産省はどういう姿勢でこの武器製造メーカーに対して監督指導されているのか、伺いたいと思ひます。

○山田説明員 先生御指摘の武器等製造法第二十五条に基づきまして、必要限度におきまして立入検査を行つておるわけでございます。私どもは、銃銃等につきましては都道府県が許可権者でございまして、立入権限もございまして。過去の実績を見ますと、おおよそ全国で行われております立入検査は、大体年間平均一回行つておるわけでございます。その内容は、まさにこの武器等製造法の目的に照らしまして、公共の安全の確保という意味から、保管設備が十分整えられているか、それから

その管理体制が十分できているかどうか、たとえば銃銃の保管につきまして施設が十分できているかどうか、あるいは万が一の場合に警備装置がうまく働くようになっていないかどうか、そういった点について検査を行っているわけでございます。

本件のエスケープ工場の事案につきましては、先生御指摘のように、過去三年間三回というものをやっているわけですが、文書の上では、改善事項につきまして指摘事項というのがございまして、と申しますのは、この銃銃生産工程というのがございまして、銃身部分、それから機関の部分、それから本部と分かれておりまして、素材加工、部品加工を経まして完成品に組み立てていくわけですが、私も従来とかく完成品の形におきまして検査あるいは保管というものに重点を置いてまいりましたわけでございます。このエスケープ工場につきましては、やや中間の段階で抜かれていますという事案でございますので、その点私どもこの事案を契機にいたしまして警察御当局の調査あるいは都道府県の改善事項指示というものが及び私どもの調査の結果を踏まえまして、十分今後とも公共の安全のために、まさに先生のおっしゃる製造事業者のいろんな面におきまして万端漏れなきようやっていきたいと思っております次第でございます。

○斎藤(実)委員 いま答弁がございましたように、年に一回の検査、しかも都道府県に権限を委任しているという事で、これは完璧な調査、監督ということでは私にはできないだろうと思う。そういう中ではいろいろな事件が起きているわけでございます。また起きるかもしれない。したがって、通産省だけの権限で私には無理だろうと思っております。銃銃に対しては通産省、警察庁と権限が二元化しているわけですが、武器等製造法二十五条の二項では、警察官が特に必要があるときは立入検査などの取り締まりができるというふうになっているわけですが、むしろ私は今回の法改正で示されたように、教習射撃場、保管業者と同じように、製造業者、販売業者に對

しても警察官の立入検査ができるように銃銃法に組み込むべきではないかというふうに私は考えるわけでございます。大体、こういうところは山の中、田舎にあるものでございまして、そうしよっちゅう都道府県の職員が行けるわけじゃないし、むしろ警官が組織を持っていますし、人員においても十分ですから、何かあれば即座に、絶えず巡回して監督なり立入検査ができるということになれば、現在の通産省が都道府県に委任をするというよりも、むしろ監督、調査も十分に進むのではないかと。警察官には大変な重荷になるかもしれないけれども、事が事だけに、そういったことが私は必要ではないかと思うのですが、長官、いかがですか。

○森永政府委員 その前に、ちょっと私どもから一言申し上げたいと思います。私どももいたしまして、現在の銃銃等の製造業者等に対する指導監督というのは不十分であるというふうに思っております。これを補うためには、一応は現行法を前提にいたしまして、通産省と私どもとの程度一体的に協力して横流し等の防止あるいは厳正な処理ができるかどうか、これをこの際もう一度十分検討しましてやってみる、それでどうしてもだめだということであれば、これは法改正を含めて十分検討しなければいけない問題であらうというふうに考えております。

○斎藤(実)委員 通産省はいかがですか。○山田説明員 先生御承知のとおり、銃銃の規制につきましては、所持という行為に着目いたしまして規制を行っておりますが公安委員会、警察御当局でございまして、通産省は、武器等製造法上の規制につきまして、いわゆる武器等の製造あるいは販売という産業活動の面の規制を通じて公共の安全の確保に努める、こういうものでございまして、産業活動の面の規制というものは、私ども産業行政一般を担当いたしております通産省が行うことによりましてその目的がより的確に遂行できると、このように私どもは考えているものでございまして。

もちろん、危害防止あるいは公共の安全の確保、こういう点はまさに警察御当局と私どもと、両省庁が相互に協力し合って行っていくことが当然でございます。また、そうすることによりまして、銃銃による事故の発生というものに万端漏れなきを期することができるといふふうに私ども現在考えております。先ほど来の事案等の反省もございまして、今後警察御当局と相談、協力しながら十分指導してまいりたいと思っております。

○斎藤(実)委員 時間が参りましたので、以上で私は質問を終わります。○木村委員長 本会議終了後再開することとし、休憩いたします。午後四時四十分休憩 午後四時四十分休憩

午後一時四十七分開議 ○木村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。銃銃刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。山本(徳二郎)君。○山本(徳)委員 まずお尋ねを申し上げますが、皆さんいろいろお聞きになられてかなり重複することもあるかと思ひます。御勘弁を願いたいと思ひます。

まず銃銃法の改正の中で、射撃場が一つの問題点になっていこうかと思ひます。そこでこういう銃銃の取り扱いで、特に今度の法律では射撃のところでかなり重く見ているわけですが、そういう意味で、事故の防止や安全にしろんな団体、それから業者、そういう関係方面との連携とか話し合いというものはますますできておるのですかどうかというのを最初にお伺いしたいと思ひます。

○森永政府委員 お答えいたします。これまでに関係官庁でございまして通産省、環境庁とも十分協議をいたしております。またそのほか、射撃団体、狩猟団体、射撃場協会等関係団体とも十分に話し合いをいたしまして、その内容につきましても調整をいたしましてこの法案をつくり上げて提出した次第でございます。

○山本(徳)委員 非常に何か幼稚な質問をしますけれども、射撃場の許可というものはどこがするのですか、射撃場をつくるその許可ですね、それはどこが与えるのですか。○森永政府委員 射撃場につきましては許可事務ではございまして、一応届け出があった場合にその基準に合致するかどうかを審査いたしまして、公安委員会が指定をするという手続をとっております。

○山本(徳)委員 そうしますと、その指定をされた場所に出すわけですね。そして、公安委員会がそれを指定をするわけですね。その経営はどうなるのですか、個人にやらせるわけですね。○森永政府委員 射撃場のいわゆる経営主体はいろいろございまして、大きく分けまして、銃銃店とかその他私企業でやっているのが大体八〇%くらいでございまして、そのほかは地方公共団体等が主体となつてやっておりますのでございまして。○山本(徳)委員 そうすると、大半は私企業でやっております。銃銃店が持っているという事で、ね。恐らく銃銃店個人で持っているものもあるでしょう。銃銃店が仲間を持っておりますものもあるでしょう。たとえば、いままでそういう射撃場を持てているような人たちが、いわゆる射撃場関係者の横の連絡の団体というものはないわけでしょう。個々ばらばら、好き好きでやっているわけですね。そうですね。○森永政府委員 射撃場の団体は、これまでは大体府県単位でそれぞれつくってやっておりますけれども、これは全県下にできていくわけではございまして、これは全県下の機会にひとつ全国の組織をつくらうじゃないかということ、指定射撃場の経営者の方々あるいは射撃用具の組合の方々が中心になりまして現在組織をつくっているところもございまして、大体地区単位で

それぞれの支部ができて、近く全国の連合会をつくらうというような段階になっております。

○山本(佛)委員 私は、こういうものに対して警察庁が補助、援助を出すのは適当でないかと思うのですけれども、警察庁が出す出さないということよりも、最近補助、援助というのは非常に多いのですから、出すことがいいとは思いませんけれども、しかし、野放しにしておくといいいかならないから、そういう意味で補助、援助というものは考えていますか、どうでしょう。

○森永政府委員 警察といたしましては、こういう団体ができるということは大変好ましいことでございます。これが健全に発展するように、警察といたしましてはできるだけ指導助言をやりたいというふうに考えておりますけれども、現在のところ財政的な援助、すなわち助成金等を出すというところまでは考えておりません。この団体ができ上がった上で、経営の運営等についてもいろいろ相談を受けて、この団体がしっかりと発展するようにできるだけ努力はいたすつもりでございます。

○山本(佛)委員 めんどろを見てやっていただきたいと思つて、強化をする。私はこんなふうに考えておるのですが、強化をすればするほど、内容面は非常に充実すると思うのですよ。ということは、初めて鉄砲を持つ人が、引き金一つによって、どっちを向いても人命にかかわる問題ですから、いいことだと思つて、また、この射撃場そのものを充実させていくこともいいことだと思つたけれども、余り強化をしていくと射撃人員が少なくなるのじゃないか、減りはしないか。これはいかがでございますか。

その前に、いま全国に大体どのくらい銃を持ったりあるいは射撃をする人がいるのかということからお聞きをしたい。

○森永政府委員 現在銃銃等を所持している者は約五十九万人に達しております。

ただいまの御質問は、射撃場等を強化するということを含めていわれる許可の基準を厳格にすれば許可をとりにくくなるので、銃銃等を持つ者が少なくなるのじゃないかというふうな御趣旨だと思つてございまして、私も私としては、やはり銃銃を本当に目的を持って所持しようと思つた人であれば、許可の基準が厳しくなつてもやはり許可を受けるのではないかと、まあ何とか持つてみたいというふうな方は恐らく減るかも知れませんが、しかし、本当に目的を持って所持したいという人は減らないのじゃないかというふうに思つてございまして。

また、この厳しくするという必要性については、もう御説明するまでもなく御承知だと思つて、もう御説明するまでもなく御承知だと思つて、すけれども、最近の銃銃等の事故を見ておると、やはり初歩的な事故が非常に多い。こういうことについては一般にある程度知られておるわけでございますから、銃銃を持つ以上は自信を持って持ちたいというふうな希望もあると思つてございまして。したがって、そのような正しい意味で銃銃を持ちたいという人のためには、さしたる負担や拘束にならないのじゃないか、こういうふうに考えるわけでございますが、そのような事態が万一発生するということであれば、運用の面で十分に考えていきたい、このように思つてございまして。

○山本(佛)委員 これは私は十分指導をしていかなければいけない問題だと思つて、人命にかかわることだし、いたずらに銃銃を持ち歩く、それからいろいろ使う、遊ぶということに対して相当取り締まりも強化しなければいけないし、逆にまた指導もきちつとしていかなければいけないのじゃないかと思つて。

ということは、次にお尋ねしますけれども、これは射撃場も含めてですけれども、銃銃店の問題なんです、末端に参りますと、ときどきトラブルがあります。どういふトラブルがあるかという、これは一つ、現実には起きた例でありますけれども、銃銃店の主人が、自分の持つてゐる銃銃を貸してやつた。それは許可はあつたのかないのかよくわからぬけれども、それをさされたわけですよ。さされたというの第三者が密告したわけですね。そういうトラブルがあつたのです。当然これは裁判になりましたし、あたりまえのことですが、そういう仲間同士、あのやうなちよつと意地悪をしたものだからさしてやれとか、平気でやつてゐるのですよ。そういう意味での末端の指導というのが、私はいまの二つの事件で実は警察とかかわり合つてみたのですけれども、実にもう苦しい情報が入つてきたのです。だけれども、こちらはそのことを取り上げて一々どういふ言筋合いのものではないし、もうすでに本人自身は悪いことはわかつておつて、そしてつかまつたんだからこれは仕方がないんだけれども、いづれにしましても、そういうことのないように、うんと指導していただきたいと私は思つてゐます。銃、刀というのはやはり非常に危険なものでございまして、そういうものを取り扱つておる店に対しては、さういふ指導をしてゐるのか、そこからお伺いしたいと思つて。

○森永政府委員 銃銃店、いわゆる銃銃の販売店に対する直接の行政指導、いわゆる行政権というのは通産省が所管になっておるわけでございます。しかしながら、警察といたしましては全体的な治安確保という面から、特にその中で防犯指導という面で、銃銃店については盗難予防、事故防止という観点から、任意で立ち入りやつてそれそれ指導をやつておるわけでございます。

ただいまのトラブルの問題、これは恐らく不正譲渡の事件ということで処理されたのではないかと、思つておるわけでも、私も、銃銃法の規制全として、特にその基本は事件事故の防止、危害防止ということでございまして。したがって、そういう趣旨を生かすような事件の処理、このことを基本的な方針としておるわけでございます。す。単なる過ちで、あるいは形式的なものを目くじらを立ててはじくつて処理をするということではなくして、危害防止、事件事故の防止という観点

点で必要であれば厳しくやる。そうでなければ指導でやるという場合もあり得るわけでございます。そのように、合目的性という面から考えて十分に法の目的を達するように運営をしていきたい、このように考えておる次第でございます。

○山本(佛)委員 いまお聞きしてびっくりしましたけれども、銃銃店の管轄というのは通産省。そうすると、銃や火薬は全然警察庁は関係ないのですか。

○森永政府委員 ちょっと申し落しましたけれども、銃銃、銃用火薬については警察に権限がございまして。したがって、その面については立入調査もいたしておりますし、指導をいたしております。ただいまは銃銃について申し上げたわけでございます。

それから、今回の改正で、さらに保管業者というところで公安委員会が指定をすることができるようになっておまして、もし指定をした場合には、一般から預かつた銃銃が正規の施設の中で保管されているか、正しく保管されているかどうかというところについて調査、指導監督をしなければいけませんので、そういう意味での立入権を認めていただくようお願いをしておるわけでございます。

○山本(佛)委員 わかりました。その辺のところは官庁が入り乱れてゐるところで、なかなかめんどろなところなんですけれども、銃銃店にある銃銃は、通産省の許可を得て買つてくるということですか。

非常に初歩的な質問をしますけれども、あそこにある銃銃は一体どこから入つてくるのですか。そして、それが認めてどういふかっこうでお売りになるのですか。それが一点。

それからもう一つ。火薬はどういう形で入つてきて、どういふ人に売つてゐるのですか。ちよつとそれだけ教えてください。

○森永政府委員 銃銃等につきましては、輸入、それから製造、販売、これにつきましては通産省の許可になっております。その権限に基づいてい

三百五十五丁を押収しているわけでございます。この中で密輸入がどの程度あるかということでございますが、これも、密輸入ということをはっきり区別しておりませんで、本来に大まかな数値で恐縮でございますが、そのうち真正拳銃が五百三十六丁ございます。この真正拳銃というのはほとんどが密輸入と見て差し支えないと思うわけでございます。これも本当に乱暴な推計になるわけでございますが、では実際の暗数というのほど程度あるかということになるわけでございますが、これも正確なところを推計ができません。

一つは、暴力団にはむろん売らないのでしょね。そうすると、暴力団が持っている銃というのは改造銃か密輸銃しかないですね。どうですか。○森永政府委員　暴力団につきましては、警察で掌握しているものについては、許可の段階で、各格条項に一応該当するというところで許可を与えないということにいたしております。したがって、暴力団に許可を出したことはない、このように確信をしておるわけでございます。

ただ、猟銃等の許可を得てから暴力団に新たに入るものは皆無ではないわけでございます。そう

です。そこで、まあ先の方の質問からしますけれど、それに對してあなた方は、こういうふうな方法にしなければだめじゃないかということをは何かお考えになったことがありますか。密輸は仕方がない。仕方がないと言ふのは、密輸を取り締まる方には問題があるでしようけれども、入つてきた密輸の統に對してそれをもう全部調べて歩くことは不可能ですからね。だけれども、すでにそこらの店屋から買つていったものが人の手から手に渡つてゐるということがわからないというのはおか

をあわせて強化してやりたい。それからそのほかに、今回も成田問題等やっておりますけれども、何か一つの情報があった場合には、いわゆるローラー作戦という名目で臨時の特別巡回連絡をやっているわけでございますが、そういう際には特にそういうものを重点にやる、こういうことでこの流出防止を図るし、そういうふうに流れた場合にはできるだけ早く発見する、こういうことを考えているわけでございます。

それからもう一つは、この半面になるわけでござ

ざいますが、暴力団の取り締まり、それから極左暴力集団のいわゆる指名手配になっているような者、そういうもののいわゆる重点取り締まりあるいはこれの壊滅作戦と申しますか、そういう面の取り締まりを強化して、彼らが持つておるところの弾銃等に限らず銃砲等をできるだけ発見して押収していくことが大事であろうということ、これについても特別の情報がある場合、あるいは今度の成田の事件のような場合、暴力団であれば対立抗争事件があった場合あるいはあるおそれがあるという場合に、先制をかけてそういう取り締まりを実施しているところでございます。

○山本(佛)委員 長官、二十日の開港を目の前にして頭の痛いところですけども、私どもの聞いている範囲では、成田の極左暴力集団、いわゆる第四インターを中心とする連中の中かなりの武器弾薬、ライフルというものが送り込まれているという情報を聞くのですけれども、お聞きになっておりますか。

○浅沼政府委員 一般的に極左の問題は、大衆動員による集団暴行もありますが、最近ではギリラあるいは爆弾闘争ということで、特に成田につきましましてはまた新しい凶器が発見されるというような状況でございます。セクトの中には、かねてから爆弾闘争だけでなく銃器による攻撃ということを強調している向きもありますが、現在ただいまの時点では、大量の銃器を保有してこれを攻撃に使うというような状況にはないというふうに判断をしております。

○山本(佛)委員 長官の答弁もなかなか回りくどいけれども、結局ないということですね。しかし、かなりあるのです。なぜぼくがこんなことを心配するかというと、銃でも刀でもそうですけども、わりあいと簡単に手に入るのです、先ほど話がありましたように。

私はいい刀を一本持つてゐるのです。これは木更津の殿様が持つていた刀でして、ちゃんと届け出ていますから持つて歩いている。持つて歩いていると言ったって、刀を差して歩いているわけでは

ありません。しかし、刀なんかでもそのくらいわりあいと簡単に手に入る。届け出さなければいい。それで、私が暴力団で定めらば、友人であろうとだれであろうと一応名の通った、筋の通った人にすればできるわけでしょう。できませんか。——でございますよね。ですから、そうなるもの、こんなものは集めようと思えば幾らでも集まると思うのだ。だから、長官がたかきくつていようにならねはいかないのじゃないかと思つてゐるのですが、長官どうでしょう、一概にないなどと言つて、二十日の開港には、ライフル銃は言うに及ばず、恐らくは爆弾——火炎びんなんてそんなまやかしものじゃないですよ。やろうと思えば火薬を集めて爆弾ができますからね。そんなようなことが予想されるのじゃないかと思つてゐるのですけれども、いかがでしょう。

○浅沼政府委員 いま申し上げたように、現在極左のセクトが大量の銃器を準備して警察を攻撃するといふようなところまではいっていない、こういうふうな考へておるわけですね。

○山本(佛)委員 これはのれんに腕押しです。つまり、もうそれ以上は御質問も無意味だし、しませう。ただ、これは長官の首だけの問題だけじゃなくて、福田総理のしらが首まで全部飛びますよ。これは大変な問題ですよ、二十日から以後にこういう問題が起きます。ですから、御警告だけ申し上げておきますよ。しらが首でとまればいいが、日本の国の品位が世界にいかだめだかというのを証明するやうなものでございしますから。先般外国から帰ってきた私の友人が、ヨーロッパを歩きますと、ヨーロッパの新聞で一番多く取り上げていて有名になっているのが成田空港なんです。全部写真入りで、警官が皆立っているのを撮つてある。そして話に出てくるのは全部それ。町々の話題が皆それですよ。だから、これは国内だけの問題じゃないのですよ。そのことを心配をして申し上げておきます。これは銃砲とは関係ございせんから、これだけにしておきます。それから、ちよつと変な質問をいたします。

これは総理府でございしますか、最近ベットというものがふえたとすね。小さいものは小鳥、ちんころから、豚、イノシシ、オオカミ、トラ、ライオン、大蛇に至るまで飼つてゐるのですよ。そんなことをここで聞くのはおかしいなんて言わないでください。これは生きてゐるんだから、災害が起きたときに殺さなければいけません、ほつておけば食いつきますからね。そこで、まずベットの輸入の経路がわからないと思ひますが、わかつたら教えていただきたい。

○小野説明員 お答えいたします。動物のわが国への輸入の経路につきましては、私どもの方では直接タッチしておりませんので、詳細わかりかねます。

○山本(佛)委員 小野さん、これは管轄は通産省ですか、どこですか。一度お尋ねしようと思つたのですが、どこへ聞いたらわかるかわからないのです。私は大蛇を一匹飼いたいと思つてゐるのです。トラを一つ飼いたいと思つたのがわからない。いですが、それは経路はわかっているんだ。香港に行けば入るのです。そこでそれを日本の国というのには非常に安易に入れているんだ。だから、総理府さんとしてわからないといふことになる、どこにお聞きしたら……。あれは、たとえば象の小さいもの、子象あるいはトラなどを黙つてそのまま持つてきていいんですか。持つてきたら、どういふふうになるのですか。

○小野説明員 輸入の経路等につきましては至急調べまして、どういふふうにすればいいか後刻御返事したいと思ひます。

○山本(佛)委員 所管が違ふとわからないのでしようから、教えてください。これは私は非常に重要なことを申し上げてゐるのです。というのは、先般大規模地震対策の特別立法をつくつたわけでしょう。そのときに私ふつと思ひ出したのです。そのことに触れた人は一人もいないのです。だけれども、これはたとえばマグニチュード八の大地震、関東大震災以上のようなものが必ず来ると

言われているわけでしょう。予知があつて、それから何時間後に起きるといふことになっているんだけれども、あんな大きくなくても、かなり小さいものでも、家がつぶれたところに大蛇が十四もいたとか、オオカミ、トラがかなりごろごろしておつたとかいふことになったときに、まずどうするかといふことですよ。さあ警察官が出てきてピストルで撃て、いや銃銃を持つてくると、大騒ぎですよ。

そこで、そんなものを安易に入れているところにまず問題があるんじゃないかというのが私の聞きたかつたところなんです。その所管がわからぬといふと、これは自由に入れてもいいということになる。じゃんじゃん買つてきて、みんな売つたらいい。うんと高く売れるわけですよ。商売になるわけですよ。これは私たちがわからないから、一般の業者なんてそんなことはわからないから、しかし何か裏ルートがあつてやつてゐるんだ。恐らく何らかの方法で、とにかくトラでもライオンでもオオカミでも入つてゐるんだから、間違ひなくあるんですからね。私の知っている人でもライオンを飼つてゐるのですよ。ベットにしているのですよ。だけれども、どうして入つてくるのかわからないのだ。まあそれはわからないからいいです。

そこで、いま現在日本にいる猛獣と言われるもの、そういうものはどのぐらいいるかわかりますか。それも調べたことありますか。これは警察庁ですね。

○森永政府委員 これは猛獣といつても定義がはつきりしないわけございまして、警察といたしましては一応通常の考え方、性質がどうもうで他の動物を捕食する獣類といふことで定義づけをいたしまして調査をしたわけでございます。それによりますと、二百八十三カ所で千百三十八頭匹になっております。そのうち、一般家庭で愛玩の目的で飼育されてゐるもの数は百五十四カ所の二百三十二頭匹といふことでございます。そのほかの数字は、ドライブインとか旅館等で客

寄せのために一応飼っているというようなものでございませう。これは種類別で主なものを申し上げますと、クマが百八十四カ所で八百七十四頭、それからニシキヘビが十二カ所九十四、ワニが三十五カ所六十二匹、ライオンが二十五カ所五十頭、ヒョウが十二カ所二十九頭、トラが五カ所十四頭、こういうことになっております。

この数は、特別調査をしたわけでございませんで、警察が現時点で掌握しているものをそのまま報告されたものでございませう。したがって、厳密にまた特別調査をやりますと、これ以上の数字になる、こういうふうな考えております。

○山本(佛)委員 実際にはこの倍くらいいるんじゃないかと思うのです。

そこで、恐らく取り締まりの方は警察庁だと思ふのですが、そういう猛獣が来ても届け出をしないていいのですか。これはどうなっていますか。

○森永政府委員 猛獣を飼う場合には届け出をするという事は……(山本(佛)委員「義務はない」と呼ぶ)いや、全体的には言えませんが、これは総理府の所管になるかわかりませんが、現在これらを規制している法律というのは動物の保護及び管理に関する法律というのがあります。これによって、条例で危害防止のための規定を設けることができることになっております。したがって、その規定に基づきまして現在全国で三カ所条例をつくっております。これは京都府、新潟県、横浜府でございませう。条例によつては、京都、横浜のように許可制をとっておりまるところがございませう。そういうところは、やはり一応猛獣を飼おうという場合には届け出をして、許可を得て飼う、こういうことになっておるといふふうに承知いたしております。しかし、全国的には、条例がないところは、そのような届け出あるいは許可制というものはございませう。

○山本(佛)委員 これも法の抜け穴だと思ふのですよ。まさかこんなに日本が平和になって猛獣がそこらじゅうに自由に入ってきて飼えるなどとはだれも思わなかった。平和になればなるほどそういうものを、動物愛護ということの中に入つてきまうからな。ですから、その猛獣の定義がまずはっきりしていないということが一つありますね。これもはっきりさせなければいかぬと思うのですよ。ほつておくわけにいかないでしょう。家畜、愛玩用動物、それから猛獣ですね。この辺の区分けをきちつとして、そして、先ほど総理府の方はわからなと言いましたけれども、入る経路をまづはっきりさせる。ということとは、たとえばナイロビなんかでもそうですけども、象でもトラでもライオンでも、みんなとられちゃうわけよ。密猟されるわけよ。一番入りやすいのは日本なんです。毛皮でも、象牙でも皆そうだけれども、全部日本が一手販売だと言われているくらいだ。動物にとつては非常に気の毒なんだ。日本人そのものは自然保護とかなんだと。私も自然保護議員連盟に入っておりますけれども、非常にうまいことを言っているけれども、やっていると行方不明なところ、穴があつて、全然取り締まりもなければ規制もないのですよ。これは警察庁の管轄かどうかわかりませんが、私は、一環環境庁、警察庁、農林省、通産省、総理府、恐らくこの五庁だと思ふのだが、話し合つてやはり一環規制しなければいかぬ、きちつとしたければいかぬ。無差別にしておくことは許されな

いと思うのですよ。それは動物自身もそうだし、いま申し上げたように、動物の飼育から象牙から、そういうものを含めてどうすね。入つてきて悪いとは言いませんけれども、入つてくるのが正規のものじゃないのです。ほとんど正規のものじゃない。いま日本という国は世界からひんひんくを買っているのですよ。そういうことでぜひ中心になるのか知りませんが、考えていた

それから、いわゆるベットの保護というものが、規制がない。ましてや猛獣についてはさしたる規制がないから、災害が起きたときの処置などというものが全く不明確。たとえば大蛇が逃げると大騒動して、村じゅうみんな騒ぎ出して、警察が出ていつてやつつかまえて、よかつた、よかつたと新聞の三面記事でにぎわっている程度なんです。これはどうでしょうか。重要な問題ばかりして申しわけないのですけれども、重要なことなんだ、私、申し上げているのですよ。

○森永政府委員 動物の飼養につきましてその基準と申しますのは、先ほど申し上げました動物の保護及び管理に関する法律に基づく告示によつて、一応展示動物についてはどういう構造の施設を設けなければいけなかつたということが定められております。愛玩用についても一応これを準用することになっておりますけれども、果たしてこれで十分であるかどうかということ、それから一応規定についても別に罰則があるわけでもございませうし、それを監督する機関もはっきりいたしておりませうので、極端な言い方をすれば、い

わば野放しに近いような状態であらうというふうな思つております。したがって、これにつきましてはやはり何らかの法規制が必要であらうというふうに思ひますので、これは先ほど御指摘になりまして関係官庁集まりまして、法律できちつと一応やつていくということが必要ではなからうかというふうに考へております。

○山本(佛)委員 保安部長、いいことを言つてくれませう。頼みますよ。これは本当に重要なことば、ばかばかしいのであれもこんなことは手をつけませんけれども、しかし、ほつておくわけにはいきません。いまに重大なことが起きると思ひます。私は災害のところで特にそのことを痛切に感じてゐる一人でありますので、殺す前に、まず入つてくるルートはどうあるべきか、それからどうしたら保護し、日本の生活の中で生きていくのか、災害が起きたときにはどうするのか。仮に災害が起きたときに、これは猛獣だから殺してもいいのは困る。そんなこと言う人はないかわからぬけれども、私、連れて逃げますなんて言われたら困るでしょう、法律がないんだもん。殺しても

いいという法律もなければ、殺してはいけないという法律もないんだもん。だから、こんな野放しなことではないと私は思うのですよ。それは当然殺すべきです。私はライオンを連れて逃げますなんて言つたつて、もうあわあわになつて困つちゃうんですね、実際。そういうことをひとつお願いをいたしておきます。

最後に、これは恐らく質問があつたと思ひますけれども、二つのことをお尋ねします。一つは、今度の改正の中で、覚せい剤の中毒患者のことがあつたのです。それで、かつてこの中毒患者がそういう銃を持っていた例があるんですか。それが一つです。

○森永政府委員 覚せい剤中毒患者が銃を使用して犯罪を行ったというのが、昭和五十年には九件、五十一年には十五件、五十二年には七件発生をいたしております。

また、覚せい剤中毒を理由に許可申請の取り下げを指導した状況及び許可後中毒者となつて取り消し処分をした件数でございませうけれども、これは比較的小さいのでございまして、五十年、五十一年、この二年間で五件ということになっております。

このように覚せい剤中毒者が銃銃を持つておつた、あるいはこれを犯罪に使つたという件数は、わずかではございませうけれども、発生をいたしております。

○山本(佛)委員 もう一つは、中毒患者とみなすというのか、その判定というのか、そういう判断基準というのはいかに置いてあるんですか。医者の診断だけでいいか、何かほかにあるのですか。

○森永政府委員 私どもが考へておりますのは、やはり何と云つても判断基準の中心になりますのは、専門家である医者の診断結果になると思ひますので、許可申請をする際に医師の診断書を添付することにいたしております。もちろん、それだけで判断するのはなくして、中毒患者であらば、現在ほとんどの者は注射をいたしております。したがつて、そういう注射痕がないかどうか

か。あるいは中毒状態であれば、やはり動作で外見上でもわかるわけでございますので、そういうところから一応判断をする。あるいは外勤警察官が管内の情勢をつかんでおりますので、そういうものの報告も徴して参考にすると、そういうことで、たとえばの話でございますけれども、医者の診断書で異常ないということであっても、どうも様子がおかしいということであれば、さらに専門医にお願いして診断をしてもらい、そういうことで判断をしていきたい、こういうふうに考えております。

あること。

第三に、保管庫は容易に持ち運びができないようにすること。

第四に、保管庫またはその付近に非常の際外部に通報することのできる装置を備えなければならぬ。

第五に、保管に関する取り扱い責任者を定めておくこと。

第六に、保管の委託を受ける場合は、許可証の提示を求めること。

第七に、帳簿を備え、受託年月日、受託した銃の種類、型式、銃の番号、委託者の住所、氏名等の所要事項を記載すること。

○三谷委員 この保管業者というのは、これを決定されますのに一定の資格基準といいますが、こういうものが要ると思いますが、その点についてはどういうふうな処置されるでしょうか。それから、どの程度の射撃場や銃砲店が保管業者になる見込みなんでしょうか。これはまだ見込みが立っていないければ結構ですけれども。

○森永政府委員 保管業者になるためには、一つは銃砲店でございます。もう一つは教習射撃場でございます。これらはそれぞれ許可あるいは指定を受ける段階において厳密な審査を受けているわけでございますので、そのほか新たにたてま申し上げました基準に合致する施設等をつけておればいい、こういうことになるわけでございます。この手続は、保管業者になろうとする者からの届け出を受けまして、公安委員会が厳重に審査をいたしましてこの指定をする、こういうことになるわけでございます。

それから、どの程度保管業者になるかという御質問でございますけれども、現在のところ、どの程度になるか十分つかんでおりません。ただ、この法改正をします際に、これは銃銃等の所持者の方からも、個人保管だけでは非常に不便である、何とか銃砲店とか指定射撃場等に保管できるようにして、くれという声はかなりございましたし、それだけの事情がございますから、かなりの数字になるんじゃないかというふうに考えております。

○三谷委員 昨年の十月十八日、栃木県の鹿沼市で、過激派と思われる二人組が銃砲店から散弾銃二丁を強奪した事件が発生しました。なお、それより以前でありましたが、栃木県の真岡市で京浜安保共闘の学生が銃砲店を襲いまして、銃銃十丁、空気銃一丁を強奪して、浅間山荘事件の際に使用したという事件が起きておりますが、こういう例など見ますと、保管については十分な警戒が必要であらうと思えます。特にクレーの射撃場などは市街地と離れたところに設置しなくちゃいけないので、そういう場合の保管上の安全対策、これがいまおっしゃいました基準でいいかどうかという懸念も若干ありますが、いかがでしょうか。

○森永政府委員 確かに過去において過激派等により銃砲店の襲撃事件等も発生しておりますわけでございます。そういうものに対するいわゆる盗難強奪防止という点については十分配意しなければならぬわけでございます。警察といたしましても、これは従来からそうでございますけれども、特に真岡事件等を契機にいたしまして、この防犯指導という面でもそれぞれの銃砲店等に立ち入り監視の強化、そういうことについて指導をやつてきておるわけでございます。そうしてまた、この保管の方法としても、銃はともに弾がないといけませんので、銃と弾は別々に保管させるとか、そういう指導もやつてまいっております。銃砲等については直接の所管官庁は通産省でございますけれども、警察としてもこれは重大な問題でございますので、連携をとりながらそういう面の指導監督の強化、こういうものをやっていきたい、こういうふうに考えております。

○三谷委員 話は少し別になりますが、四十七年の十一月に兵庫県警が捜査しました小切手不正輸出事件の概要について承りたいと思えます。

○森永政府委員 事件の概要は、昭和四十六年八月二十七日から四十七年五月二十七日にかけて、統一産業株式会社等の役員など四名が九回にわたりまして円表示の自己あて小切手二百三十枚、額は二億三千万でございますが、を韓国へ携帯いたしまして無許可輸出をしたという外為法違反容疑事件であります。

警察の措置といたしましては、兵庫県警で外為法四十五条違反容疑で昭和四十七年十月三十日から四十八年一月三十日にかけて、藤本三男、石井光治、増田勝の三名を検挙いたしております。ところが大山高警と曹又億萬を同容疑によりまして捜査をいたしておりましたけれども、行方がわからずして、指名手配をいたしておる状況でございます。検挙いたしました三名は、神戸地検に送致いたしました。昭和四十七年十一月二十日から四十八年二月九日にかけて起訴をされましたけれども、昭和三十二年一月二十一日神戸地裁におきまして、疑いは認められませんでしたけれども、断定するに足る証拠がないということで、無罪の判決を受けております。

○三谷委員 当時の現地の新聞の報道などを見ますと、いまおっしゃいました統一産業の会長ですね、石井光治、それから幸世商事の取締役藤本三男、これは逮捕されましたが、曹又億萬は指名手配をされておりますが、いまだにかまっております。いずれもこれは国際勝共連合あるいは世界基督教統一神霊協会の幹部であります。

この事件の発端といえますのは、時計や精力剤の密輸をやろうとした船員を警察が逮捕しまして、そしてそこから日本の市中銀行振り出しの小切手が発見され、それを使って品物を仕入れておった。この小切手がすべて小さく折り畳まれておつて、くつの底とかあるいはくつの下の間とか、そういうところに隠匿して持ち運んでおる形跡があったわけですが、兵庫県警は八百枚に上る小切手を調べたといつて当時の新聞で報道しております。そして、八カ月かかちまして統一産業グループの容疑者を割り出した、こういうことになっております。金額は約八億となつており

ますが——七億ですか、いまの部長の説明と少し数字が差がありますが、これはいかがなことでしょうか。

○森永政府委員 事件として立件いたしましたのが二億三千万でございます。

○三谷委員 事件になったのがそれだけで、実際にそれを扱いました金額は七億数千万円と……。そこで、これも警察の捜査結果からの判定といえますが、推定でありましょうが、小切手持ち出しの目的は、円高ドル安で日本円がやみルードで高く売れたので、利ざやかせぎをねらったものと見ておる。その利益を外国布教の資金と韓国での統一産業グループの資金として使う目的だったとしております。これはそのように警察の推定が新聞などに出ておりますが、この点はいかがでございますか。

○森永政府委員 事件が相当前のことでございまして、現在のところちょっと資料がございませんでお答えできませんが、後ほど御報告に上がりたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。

○三谷委員 そこで、この統一産業というのですが、いま密輸問題で会長が逮捕されておりますが、これが日本に輸入して問題になりましたエアライフル銃と3Bの製造メーカーだと聞いておりますが、この点はいかがでしょうか。

○山田説明員 ただいま先生御指摘の空気銃の機種でございますが、私どもの承知しているところでは、韓国の統一産業の製造に係るものと承知いたしております。

○三谷委員 韓国の統一産業と横断的な組織として日本にも統一産業ができておりますが、この銃と3Bというのは韓国の統一産業で製造しておりますが、日本の統一産業がこれを輸入する、そして全国に二十九の銃砲販売店を持つておると聞いております。八つの射撃場を持つておると聞いておりますが、この点はいかがでしょうか。

○山田説明員 ただいま先生のおっしゃいました日本の統一産業グループがわが国内で二十九の

事業所を持つておる、その点に関しては私ども確認をいたしておりますので、ただいま現在わかりません。

○森永政府委員 射撃場につきましては、全国で十カ所指定をいたしております。

○三谷委員 そこで、通産省にお尋ねしますが、この統一産業の会長石井光治という人はもちろん日本人でありまして、日本の統一産業の会長だと思っておりますが、これはいま刑事事件を起こしまして、いまの販売店の資格から見まして適格性を欠く条件を持つて人でありまして、これが二十九の販売店——御承知ないとおっしゃっておりますが、これは場所を一つ一つ数え上げる準備も私としてはおりませんが、すでに論議をされてきたところでありまして、これがなにかいう銃器類の輸出や販売の重要な職務についておるといふことにつきまして、果たして妥当かどうかという疑問を持ちますが、いかがでしょうか。

○山田説明員 私どもの武器等製造法によりまして、空気銃を含めました意味でございますが、銃銃等の販売事業者、これは都道府県知事がその許認可を行うことになっております。その許認可の条件でございまして、武器等製造法の第十九条の第二項におきまして、銃銃等の保管のための設備が一定の要件を備えていること、それから申請者が、次に私が申し上げます事項に該当しないことという二つの条件に適合いたしますと、許可をしなければならぬということに相なっております。

そこで、申請者が次の事項に該当しないというそのポイントでございますが、一つは、この武器等製造法に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、あるいは執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者、これが一つでございます。それから、製造事業を取り消され、取り消しの日から三年を経過しない者、それから、この法律ではなくて、他の法令に違反して罰金以上の刑に処せられ、そしてその情状が販売事業者として不適当な者、それから、法人の役員

のうち以上に該当する者がいるもの、あるいは最後に禁治産者、こういうものに該当しないならば許可をしなければならぬ、こういうことに相なっているわけでございます。

ただいまの事案でございますが、統一産業の会長をやっております石井氏につきましては、先ほど警察庁の方から御答弁申し上げましたように、神戸地裁におきまして無罪の確定をいたしておりますので、私どもといたしましては、現時点において、先生の御指摘のような欠格事項ということが認められるものであるというふうには判断されないわけでございます。

○三谷委員 いま無罪になったことを聞きましてあれども、この無罪の論拠がどこにあるかわかりませんが、八百枚からの密輸小切手を行使して、七億にわたる不正持ち出しが行われておるといふことが問題になったわけでありまして、その刑事裁判の結末がどうなったかは私にはわかりませんが、いづれにしても、これは集団でこういうことを行つておるし、なお主犯の一人が逃亡中であるというような事件などを考えますと、こういう者が銃器の扱いを大量に行うということについては非常な危険を持つものであります。これにつきましては、現行法がどうであれ、なお取り締まりといいますか規制を強化する必要があります。その点はいかがでしょうか。

○森永政府委員 所持許可につきましては、大変厳しい基準を設けております。したがって、この基準に照らしてみても欠格事項に該当しないかどうかということとを判断いたしまして、欠格事項があれば排除する、なければ許可をする、こういうことになるかと思うわけでございます。

○三谷委員 私が言いましたのは、いま武器等製造法の第五条に武器製造者ないし販売者の適格要件が示されておりますが、これでは少し手ぬるいのではないかとこのことを申し上げたわけであり

○山田説明員 この法律の目的の一つといたしま

して、先生御指摘のような公共の安全の確保という観点でございます。こういう目的に照らしまして、私どもはこの法律の施行に当たりまして行政上あらゆる角度からやっておりますわけでございます。他方、この製造あるいは販売事業者は許認可制になっております。これは一種の国民の権利を制約するものでございます。したがって、その許認可というものの当たりまして不当に制約するということに關しましては、他方では十分注意をしてやつていかなければならない。そういう趣旨で欠格事項というものを設けてまして、その欠格事項に該当する者はだめだが、該当しない者はこれは認めていく、こういう精神だと思っております。そういうことでやっておりますが、運用におきましては、十分保安上の問題等慎重にかつ厳格にやっております。

○三谷委員 この銃と3Bというのは、日本ライフル射撃協会では使用禁止してある危険品として問題になっております。これが危険品と見られておりますのは、いろいろな条件が指摘されておりますが、空気銃としては非常に強力である。十メートルの範囲で撃ちまして一・六ミリの鉄板を撃ち抜いてしまふ、そういうものである。あるいは、この空気銃は単発でないのです、五十発ぐらい連発ができる。機関銃みたいなものですね。そういう性能を持つてゐる。しかもこれは空気の圧力で発射するわけでありまして、最終になつてくると圧力が鈍つてきて弾がだんごになつてしまふ、そして暴発する危険がある。こういうことがいろいろ調査によりまして明らかになつて、ライフル協会がこれは使用をすべきではない、こういうふうを示したわけでありまして、これが七〇年から七六年にかけまして二万六千六百三十六丁韓国から輸入されておりますが、これは七六年度まででございますから、もっと近い統計でございますとどれくらい危険空気銃が入つておるのか、大蔵省にお見えになっておりましたら、お知らせいただきたいと思ひます。

○村本説明員 お答えを申し上げたいと思ひま

す。

私も通関統計の方では空気銃ということで握
槍をしております、それがすべて先生御指摘の
銃と3Bというものであるかどうか、そこまでは
把握をいたしておりませんが、一九七〇年から七
七年までの空気銃としての輸入実績は二万一千七
百八十九丁ということに相なっております。

○三谷委員 このうち正規の所持の許可を受けて
所持しておるものは幾らでしょうか。これは七六
年の段階では七千七百四丁という数字が出てお
りましたが、この点はその後変化がありましたでし
ょうか。

○森永政府委員 私も許可をした結果について
統計をとっておりますけれども、メーカーごと
にはとっておりませんで、空気銃全体は五十二年
現在で十万九千二百九十五丁になっております
が、その内訳については明らかでございません。

○三谷委員 昨年の衆議院の法務委員会の審議を
見ますと、そのとき警察庁として銃と3Bにつ
いて所持許可されたのは七千七百四丁となつてお
ります。残り約一万四千丁につきましては所在がわ
かっておりません。統一教会で保管されておるの
か、あるいはその販売の方法などから見ましてひ
そかに無許可で販売、所持されておるのか、まだ
不明であります。そういう疑問が持たれますの
は、この統一産業の販売活動を見ておりますと、
訪問販売をやっている。訪問販売をして、その銃
器を使ってセメントのかたまりなどを撃つたりし
て、これほど威力があるものだから買わぬかとい
うようなことをして売っている例がある。それか
らまた、駅前でぶらぶらしている若い者を店に誘
つてきて、空撃ちをやつてそして販売をやつてい
る。そういう不法な販売活動をやっておりますか
ら、正規の届けを販売店がやるはずであります
が、やっていない可能性が非常に強いわけであり
ます。そういう点からしまして、あとの一万四千
丁につきましては治安上これは重要な問題になつ
ておる。それで、これについては昨年四月二十日
の衆議院の法務委員会警察庁の柳館保安課長

が、輸入した空気銃の所持状況について関心を持
つており調査をすとおっしゃっておりますが、
その調査の結果がわかりましたでしょうか。

○柳館説明員 お答え申し上げます。
私ももうそういう点には関心を持っておりますが
ございまして、なかなか調査の手だてが
ないものでございまして、現在もまだ手間取つて
おる状況でございます。

○三谷委員 これは昨年の四月ですから、一年以
上経過しておりますが、全然調査の手がかりもつ
いていないのでしょうか。つまり調査をおやり
になっていないわけなんですか。

○山田説明員 ただいま先生御指摘の訪問販売で
ございしますが、確かに数年前まではそういう事実
がございました。昭和四十八年、九年あたりで
ございまして。しかし、私もそれを承知いたしま
したもので、さつそく私も指導いたしました
して、訪問販売ではなくてやはり許可された場所
で販売するようにということを指導したわけで
ございまして。その結果、ただいまでは訪問販売とい
う事実は行われていないと考えております。

○三谷委員 保安課長さんには別の質問をしまし
たが、お答えいただきたい。
それから、いまの訪問販売の件ですけれども、
あなた方は、この統一産業あるいは幸世商事とい
うのがありますが、この集団の販売活動の全貌を
御承知なんでしょうか。彼らの販売活動というの
は、訪問販売が主体であります。そして多様な品
物を販売している。たとえば朝鮮ニンジンがそう
であります。ニンジン茶がそうであります。ある
いは大理石製のつぼもそうであります。銃器も
うであります。こういうものが随所で販売されて
おります。確かに銃器を持ち歩くという点は若干
数が減つてきておる。私たちの聞きます範囲で
も、減つてきておるようでありますけれども、皆
無ではない。しかも、その他の販売品目はかなり
詐欺的な方法で売つてきている。あれは訪問販売
法ですか、品物を売りました、売った側がふたを
あけたらした場合には買い手が返還ができるわけ

であります。これを買い主にふたをあげさせる
というような手段をもって非常に広範な押し売り
活動をやっております。

ですから、いまおっしゃいましたように、銃器
が、全部販売店で販売するものだけだということ
にまだなっておりません。私も例をちょいちょ
い聞いております。これは非常な問題を持ってお
る団体なんだ。この非常な問題を持っておる団
体が輸入権も持つておれば、販売権も持つておる。
しかも、ライフル協会が常識上妥当でないとい
う空気銃を次々に日本に持ち込んできておる。裁判
の上で、この小切手の不法な持ち出しが無罪にな
つたとしても、いろいろな活動に違法性が示
されてきている。これがそのまま放置されてい
たらうかということはだれしもが持つ疑問であ
ります。

ですから、その点からしますと、もう少し全体
の活動の形態などを見て、そして一定の判断を加
える裁量を持ち得る、そういう基準が必要ではな
いだろうかというふうに私は思うわけであります
が、これは課長がいますぐ単独にお答えになるわ
けにはいかならないと思いますが、常識上考えま
して、そういう必要があると私は思っております
が、警察庁の方はどうお考えなんですか。

○森永政府委員 私も主観主義のいかんを問
わず、違法行為があれば取り締まりをやつていく
という方針でございます。しかしながら、違法行
為のないものを取り締まるわけにはまいりませ
んで、そこら辺は十分に考えながら今後も運営を
していきたくて考えております。

○三谷委員 部長さん、私は主義主張のことを一
つも言つておはしません。そんなことは別問題
です。
そこで、先ほど通産省は、銃器の持ち込み販売
をかつてはやつておつたということを確認されま
したが、それは明らかに法に違反する措置であり
ますが、これについてはどのような措置、処分を
されたのか、お尋ねしたい。

○山田説明員 先ほど、訪問販売をなくすよう
に、そして固定された場所販売するようにとい
うことは指導したわけでございまして。武器等製造
法上の違反として、その訪問販売が認められてい
ないということではなくて、固定したところで販
売する方が望ましいということ行政指導をした
ということでございます。

○三谷委員 こういう訪問販売の仕方は明らかに
法に反するということを内閣委員会が言明されて
おるわけでありまして、それは結局構わぬわけな
んですか。訪ねていってセールのをして、そこで
売つてくるということは法違反にならぬわけでは
ないか。

○山田説明員 先ほど訪問販売、訪問販売と私も
申し上げましたけれども、私もその承知しておる
のは、より厳密に申し上げますと、商談という販
売行為でございます。商談といいますが、もうち
よつと具体的に言いますとカタログ等による販
売、こういうふうな承知しております。

○三谷委員 私が申し上げましたのは、カタログ
で実験はできませんから、現物を持つていつてや
つておる。これは四十八年の四月五日の内閣委員
会の速記録にも出ておりますが、これを持つてい
きまして、その威力を示す、そして売つてく
る、こういうことが行われておるわけですが、その
ほかそれに類似した販売方法をいろいろやつてお
ります。これが、一般的な指導、つまり、そう
いう問題のない段階における指導ということであ
るわけでおるのか、あるいはそういう具体的な事実
に基づいて指導されたのか。そういう事実に基づ
いて指導されたおれば、これは当然処罰される性
質のものでありますから、私もなかなか合点が
いきませんが、その点はいかがでしょうか。

○山田説明員 当時、私もカタログを持つて
販売するというのを聞きまして、固定されたところ
でやりなさいという行政指導をしたわけでござ
います。当時、現物を持つて販売したという事実
を確認しておりましたので、カタログということ
で直ちに指導したというのが過去の経緯でござい

ます。

○三谷委員 当時カタログで販売したというふう
に聞いたとおっしゃいますが、当時問題になりま
した速記録を見ても、カタログではありま
せん。「見本」ということで現物を個別に持って家
庭を訪問しながら銃を見て宣伝する。それから
ある場合にはコンクリートブロックを路地に立て
てそれに撃つてみる。」そういう具体例が指摘さ
れて、これにつきまして、そのようなことであれ
ば明らかに違反に問わなければならない、これは
斎藤政府委員、恐らく警察庁の方だと思いま
す。おっしゃっております。ですから、これにつ
いて捜査されたのかどうか私は知りませんし、そ
れから通産省が、こういう販売の仕方をするこ
の統一産業というのに対して、最初申しましたよ
うに小切手の不法持ち出し、つまり、八億の円を
為替管理に違反して国外に持ち出すとか、ある
いはまた、主犯が逃亡してこの犯罪の事実を隠
してしまおうとか、あるいはライフル協会が危険物
であると言っているこの空気銃を、しかも連射式
の空気銃を日本にどんどん持ち込んでくる、しか
もそれを訪問販売までしておたというふうな一
連の事態を見てみますと、この団体の性格とい
いますか、この活動というものが日本人の常識に反
している、きわめて危険な内容のものである、公
安を害する性格のものであるということが大体帰納
されてくるわけでありまして、こういう場合を考え
て、この武器の販売、武器の製造等につきまして
はさらに規制が必要ではあるまいかということ
を私は申し上げておるわけでありまして、これにつ
きまして、警察庁の方はどのようにお考えでし
ょうか。取り締まり当局としまして、こういうさ
んな状態でいいだらうかという疑問を持ちますけ
れども、いかがでしょう。

○森永政府委員 私ども、ただいま御指摘の銃和
3Bのライフル空気銃でございますが、この問題
については、必要によっては取り締まりもやっ
ておるわけでございます。

先ほど来、先生御指摘になりましたが、四十三

年ごろいろいろ問題がございまして、銃刀法違反
で十三件は検挙いたしております。その後は、
特に第一線からの報告もございせん。一応私ど
もとしては、正常な形で販売店で販売されてお
る、こういうふうな承知をしておるわけでござ
います。

一連のものを見れば、大変さうで法的な規制
の強化が必要ではないかという御指摘ございま
すけれども、私どもとしては、法規制について
は、大変厳しく網羅的に規制がされておるとい
うふうに思っております。私どもとしては、
運営の面で十分なのかどうか、この点は十分考
えてみる必要があるかと思っております。ござ
いまして、銃刀法全体の、いわゆる危険防止、事故の防
止という観点から十分運営の面では考えていき
たい、こういうふうな考えております。

○三谷委員 私は、こういう銃刀などのような人
体に重大な影響を与える商品を扱う業者という
ものは、利益になりさえすれば構わないという、そ
ういう立場で営業をやらせてはいかぬと思いま
す。

そういう点からしますと、この暴発性がある
という、かつ空気銃としては非常に強力な貫徹力
を持っている、そういうふうなものを日本に持ち込
んできて、そしてかつては訪問販売もやったとい
う状態でありまして、これらに対して、それで
は運用の面でどのように指導がなされておるま
すのか、疑問を持つものであります。

それから、初めに柳館課長にお尋ねしましたよ
うに、前回これは調査をするというふうにおし
やいましたけれども、調査が一向に進んでいない
というの、調査をされる意思がないのか、ある
いは調査の過程にあるのか、そこら辺はいかが
なものでしょう。

○柳館説明員 お答えを申し上げます。

実は昨年の答弁に関する件でございますけれど
も、私どもは、国会から帰りました、銃砲店に對
する、あるいは製造店に對する権限が全然ござ
いせんので、こういうことがあったので、通産の

方で権限その他を持っているのだからお調べ願
えないかというのを御連絡いたしておる次第で
ございます。また、情勢が非常に悪いということ
であれば、再度通産とも御連絡いたしまして、そ
の辺の実態がよくわかるような手だてを考えてみ
たいと思っております。

○三谷委員 通産の方は警察から、権限をお持ち
になつていて調査の依頼があつたようであり
ますが、それに対して通産としてはどうい
う対応をされたわけでしょうか。

○山田説明員 私どもの方も、過去そういうこと
がございましたので、統一産業関連あるいは銃和
3B関係に関心を持っております。先ほど先生御
指摘の非常に威力のある空気銃ということござ
いまして、ライフル協会もその使用を認めな
かつたわけでございます。その後改造いたしました
連発ではなくて単発にいたしました3BのマルN
という新しいものに改善をいたしました。現在で
はライフル協会もこれを承認をいたしております。

それからもう一つ、先ほど大蔵省の方からお
えございました韓国からの空気銃の輸入ござ
いまして、昭和四十七、八年ごろには年間数量
が、たとえば四十七年でございまして六千丁、四十八
年で七千四百丁とかなり大きな数字の輸入が
ございました。これは先生の御指摘のとおりで
ございます。その後私もトレースをいたしてお
りまして、四十九年には一千丁でございました。そ
れから、五十年になりまして急激に減りました。
三百丁、五十年が三百丁、そして昨年の実績で
ございまして、百五十三丁、現実の問題として
まして韓国からの空気銃の輸入通関実績という
のが減つてきている状況でございます。

それから、統一産業関係の事業所に対しまして
は、これは関係の都道府県知事でございますけ
れども、たとえば東京都におきましては、いろいろ
渋谷の営業所だとか杉並の営業所だとか、ある
いは別の名前でございますが、アングスという会社
の渋谷営業所でございますとか、そういう点の立

入検査というのを行ひまして、それぞれ確認を
し、あるいは改善指導等々を行つておる次第で
ございます。

○三谷委員 私は、その立入検査によりまして、
輸入しました数量と、それから許可所持している
数量との差、数ですね、約一万四千丁、この銃和
3Bがどうなつておるのかということに関心を
持っているわけなんです。

それで、いま、最近改造銃が入つてきていると
おっしゃいますが、この数量というのは改造前
の数量でありまして、いわゆる危険銃である、そ
れがかなりな数量不明になつておる。不明とい
うか、あるいは訪問販売等によりまして数量が、実
態がつかぬという状態にあるのか、そのこと
が立入検査によりましてどうなつておるのか
ということを私はお尋ねしておるわけであり
ます。

それから、いま関心を持つておるとおし
やいました。統一産業について関心をもちます
とありますが、関心をもちますとすれば、全
国で二十九の銃砲店がこの系列下にあるとい
うわけでありまして、その銃砲店の所在地やある
いは商号などぐらゐは把握しておいてもらわ
ないといかぬ。それを把握しなければ、関心を
持つていふと言つたところで、そんなことは全
く口頭でいふにすぎないわけでありまして、そ
の点ではいかがでしょうか。

○山田説明員 ただいま先生御指摘の在庫数
でございますが、これは私も都道府県知事が立
入検査をする際には把握すべき事項として指
示をしております。現実にはそれぞれの営業所
あるいは事業所等における在庫数を把握して
いるわけでございます。

ただ、他方、先生御指摘の二十九事業所
でございますが、すべてが統一産業何々営業所
、こういうことで表示されておるものでもござ
いまして、そのすべてを把握するといふわけ
には事実上まいっておらない次第でございま
す。

ものがございまして、これを前提にいたしましてその他の欠格条項がないかどうか審査して、そして目的もあり欠格条項もないということで許可をしているわけでございます。今回の改正で、今度は射撃等の検定とか、あるいは射撃教習を受けなければいけないという条項をまた付加しておりますけれども、一応そういうことになっております。したがって、厳密な意味におきましては、その目的、いわゆる狩猟目的もない、標的射撃の目的もないというものは、これは許可の要件を欠くことになるわけでございます。しかしながら、そういうものを長期間にわたる目的がなく、ほってある銃、長期間使わないでいておる銃、これを私も俗に眠り銃と言っているわけでございます。しかしながら、法律的にもこういふうちに一応形式的には措置ができるわけでございますが、眠り銃という認定が非常にむずかしいわけでございます。たとえば一年間使わなかった、であればこれは眠り銃かといえ、いやこれを来週また標的射撃に使うのだと言われれば、これは眠り銃にならないわけでございます。また、実際に眠り銃だということで許可を取り消したところで、またすぐ翌週許可申請すれば許可しなければいけないことになるわけでございます。したがって、実効の面あるいは認定の面で非常に問題がございまして、したがって、眠り銃については、強制的に眠り銃だからこれを取り消しにして廃棄させる、あるいは譲渡させる、こういうことをやるというわけではございません。で、あくまでも銃の所持者、猟銃等の所持者の意向を十分聞きまして、これは今後とも使いつもりはない、こういうことであれば、ではひとつ適当な人に譲渡をされたらどうか、あるいは廃棄されたらどうかというのを指導する、こういう考えでございます。そういうやり方でいわれる更新時ごとにそのような指導をやっている、こういう考えでございまして、決して刀狩り、いわゆる眠り銃だからみんな取り上げるんだ、廃棄させるんだ、こういうことではないわけでございます。

○川合委員 念のために伺いますが、眠り銃についてそういういまのお話を聞くと、一言で言いますと、行政指導だということですね。行政指導で言うわけですが、部長の言葉じりをつかまえるわけじゃないけれども、規制を強化してまで、有効期間の規制を強化してまで、そして行政指導までしてなげ眠り銃の一番を知らなければならぬのか、その点についてもう少し説明していただきたいと思ひますね。

○森永政府委員 この眠り銃というのは、先ほども申し上げましたように、形式的には一つの法律的な許可の条件を失うということになるわけでございます。実質的にはそういう眠り銃というのが結局事故のもとになったり、あるいは長く使用していなければこれがいついそいそというものの管理がおろそかになって盗難に遭うというふうなケースがあるわけでございます。したがって、眠り銃として長期間使わなかったという点からいって、そういう事件事故の防止という点からも好ましくないわけでございます。ですから、できるだけ早くそういうものを発見して、それで適当に処分をさせるということが必要なわけでございます。

したがって、現行法では五年であったわけでございますが、五年ごとでそういうものを排除するということは、結局事故が起ころうとしてしまつてから措置をするというふうな場合もあるのではないかと、そういうことでやはりこれを短縮して三年程度にするということが適当ではなからうか。これは欠格条項の者をできるだけ早く発見するということが同じような趣旨のものでございます。

○川合委員 何か事故例が実際にあったわけですか、こういう眠り銃が犯罪につながつたというふうな事例が相当あるんですか。何か私どもの感じでは、銃を使わないで置いておくというところもいろいろな事情があつて、さき部長も言われたように、あるいはあしたと言われないが、来月また使うことになるのかもしれないので、決してその人が直ちに銃を粗末にしていたということと

も必ずしも短絡的にはつながらないような気もするのです。これはやはり一つの財産なんですから、銃は、それをばかにむきになって眠り銃、眠り銃と言われるのだけれども、何かあるいは数字的に、別に資料をお持ちでなければ結構ですが、犯罪につながつたようなのが相当あるのですか。

○森永政府委員 これは先ほどから申し上げておりますように、眠り銃と言えらるかどうかという認定が非常にむずかしいわけでございます。したがって、その認定がむずかしいので、眠り銃によるところの事件事故というものの統計もとりにくいわけでございます。現在とっておりません。

ただ、私が申し上げましたのは、実感として、いわゆる長く銃を使つてなかつた、そのために保管がルーズになつて盗難に遭つたというふうなケースがあるわけでございます。これが果たして眠り銃だと言えらるかどうか、これはちょっとやはり疑問だと思ひます。ただいま先生御指摘になつた、それによつて事件につながつたかという、いわゆる犯罪事件、こういうものにつながつた事例というのは私は承知しておりません。

ただ、つけ加えて申し上げたいのは、これも強制的にあるいは半強制的にこれは眠り銃だから売却しなさいとか、あるいは廃棄しなさいというのを指導するのはなくして、あくまでも猟銃等の所持者の自主性を尊重しまして、それで、これは過去二年ほど使つてない、これは将来どうされるのですか、使つて見通しがあれば保安上も非常に問題が起こつてきますので、ひとつこの際譲渡されたらどうですかという、あくまでも所有者の意思を尊重して措置をしていただく、こういう考えでございます。確かに先生御指摘になりましたように銃もいろいろございまして、一つの財産でもございまして、したがって、人の財産の侵害になるというふうなおそれもあるわけでございます。なので、そういうことにならないように十分配慮しながらやりたい、こういうふうに考えているわけでございます。

○川合委員 一般的に何と申すか、PRと言つて言葉が適当でないけれども、指導をされて、そういういわゆる眠り銃の弊害のないようなふうにとつて指導されるのはそれはある程度必要かと思ひますが、私はどうも警察の行政指導というのは、これはほとんど最小限度に慎んでもらいたい、こう思ふのです。やはりこういう権力のある警察ですから、行政指導というのはなるべく、より合理的というか慎重方がいいんじゃないか、基本的にこう思ひます。

これはいま質問している条文の場合と違ひますけれども、たとえば同じスモール銃でもスタンダードのもの、スライスタイルのもの、とあります。そうすると今度どつちかを買おうとする、警察の方で、銃二丁は要らないんじゃないか、そういう新しいのを買いにいらぬなら前のやつは今度廃棄したらどうか、こんなことを一線で指導する、行政指導するといふ場合を聞くわけですね。長官や部長さん、これは常識も豊かであれなうですが、第一線の行政指導というのはやっぱり仕事にむきになり過ぎちゃつて、どうも行き過ぎのおそれなきにしもあらず。そこで私はよくお聞きするのですが、一般的に眠り銃の問題という、保管を大事にして、用のない、必要のない銃はもうそれは売られた方がいいんじゃないですか、そういうふうなことを指導されるのは別として、この有効期間の法改正の規制の強化に関連して眠り銃の一番というふうなことを第一線に伝えるとき、これは相当やるんじゃないかと思ふのです。ですから、これはどうなんでしょうか、眠り銃の一番というふうなことは、この際はこの法改正の問題についてはそういうことを言われない方がいいんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○森永政府委員 やはり私どものこれまでの調査結果からも、眠り銃というのは排除すべきだといふような一応の結論に達しているわけでございます。ただ、問題はやはりその手段、方法だと思ひます。先生御指摘になりましたように、たとえば新しい銃を買つた際に、二丁持つ必要はないんじゃないか、

ないか、一丁でいいじゃないかということで指導するというのは、これは行き過ぎでございますし、また更新の際に、本人がやはりそのうちに使えなくなるというのを強引に廃棄させたり譲渡させたりというのも、これは行き過ぎでございます。

したがいますして、私もどなたもいたしましては、今回の改正を機会に手段、方法において行き過ぎのないように、これは実際にこれらの問題を取り扱います府警察の末端まで徹底させるように指示をいたしたいと思っております。

○川合委員 ぜひそういうふうにお願ひしたいと思ひます。ひとつ通達等をお考えいただいて、行き過ぎのないように厳に配慮していただきたい、こういうふうに思ひます。

時間が迫りましたので、次の質問に移ります。今度、法の四一条一項第四号の競技用の拳銃、空気銃ですが、所持者の更新期間の問題ですが、これは政令で「二年をこえない範囲」とされていくわけですね。二年ごとの更新になっているわけですが、これを、さつき質問したと関連するのですが、拳銃、空気銃が三年更新とするならば、四一条一項第四号の許可にかかわる所持者のこの更新期間もこれと同じ三年ということにしたらどうでしょうか。

○森永政府委員 ただいま御指摘の点は、競技用の拳銃の有効期間でございます。これは御承知のように、拳銃は隠し持つていくことができませんし、威力も大きいし、非常に危険でございますので、これは一般に法令で定められているもの以外に禁止をいたしております。ただ、国際競技等に使用する場合だけ公安委員会の許可として認めておるわけでございます。しかしながら、競技用といたって本質的にはそういう危険性というものは他の銃等よりは多いわけでございますから、やはり頻りにこれを点検するということが必要であらうということで二年にいたしておるわけでございます。

○川合委員 これは政令事項でございますけれど

も、しかし今度の改正は、たとえば空気銃の許可証とかライフルの許可証は、一冊ずつ別だったものを一緒にしていいというように非常に合理化するわけですね、便利になるわけですね。そういうことから言えば、拳銃も一緒に三年ということに同じ一冊にしてしまおうという、せっかく合理化しているのですから、進んで二年を三年にすることは、そこまではちょっと踏み切れないと言われるかもしれないけれども、しかし、これは私もとも競技用拳銃を所持しているのは特別の人ですよね。そういう人ですから、民間の人間といえども競技の選手あるいは選手の候補者というふうな人なんです。これはいっそのたまには善政をしいて、余り強くなるばかりじゃなく、このところは合理化して、三年にみんな合わせるといふふうないきな計らいはできないものでしょうか。

○森永政府委員 大変強い御要望もございまして、ひとつ検討させていただきますと思ひます。

○川合委員 ひとつよろしく御検討願ひします。最後に御質問をいたしますが、これは長官にひとつ伺いたいと思ひます。

同僚あるいは先輩の委員からも御質問があった問題でございますが、今回の法改正の九条の四でございますが、教習射撃場の指定の問題でございますが、教習射撃場を指定して射撃教習を実施することとなるが、さつきもちょっと伺っております。現在の指定射撃場の八〇%以上が私企業によるもの、こういうふうな伺ひました。それで、私企業を決定して信用しないというわけじゃありませんが、しかし、私企業でありますから、やはり企業間の競争というものもあり、過当な競争、行き過ぎた競争から何か不正なことが起きやしないか、こんなふうにも私は案ずるわけですが、自動車教習所と違ふところの方ですか。自動車の方は大事じゃなくてこっちの方が大事だという意味じゃございませんで、意味合いが違ふのじゃないかと思ひます。自動車の方は大体教習所へ免許を取るまでは行くけれども、それで一応済む。ここの射撃の場合は、教習場とずっとそ

の後も縁が切れない、そういう関係になるわけですね。ですから、この教習射撃場の問題につきましては、ただいま申しましたように、私企業の教習場につきましても、私企業の射撃場同士の競争による不正なことが起きないように警察庁としてはどういう考えを持っていますか。

○森永政府委員 ただいま先生御指摘になりました点は、今回の改正の問題の中でも大変重要な問題でございます。私どももこれについては大変神経を使っているわけでございます。

そこで、私もどなたもいたしましては、この過当競争によるところのいわゆる教習の質の低下ということを来さないように十分に留意をいたしまして、この業界に対して指導をしていく考えでございます。さつきも、しかしながら、単に指導していきただけではこれを十分に担保することはできませんので、法律的にもそういう仕組みをやりつくっていく必要があるだろうということ、この教習射撃場の管理をする責任者については、これはもう法令で厳しくその基準を決めていく。それでそういう不正をやるような人は管理者として指定しない。そしてまた、その教習射撃場の管理につきましても、やはり適正に管理ができるように、これも法令できちっとこういう管理をしなければいけないということ、非常に細かく規定をする。また、実際にこの教習射撃をやりますのは教習射撃指導員でございますので、それについてもやはり人格、技量ともにすぐれた者、そういう者を適当に選んでいきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

また、これに対する指導につきましても、これは非常に厳しく指導をいたしまして、厳しくと言つても頭ごなしということではございませんで、できるだけ回数多く教習射撃場に出向いていて、実態をよく見て、それで適正に運用されるように指導する。それでもかつ違反がある、いわゆる不正な教習などがある場合には、今度の法律で新たに付くっておりますけれども、いわゆる行政処分をする。すなわち、教習射撃場としては、

この教習を修了した場合には修了証明書交付することができるといふ権限を付与しているわけですが、そういう修了証明書の交付の権限も剝奪する、こういう行政処分をやることによってそういうものを担保していきたいと考えておるわけでございます。

さらに、これも単に行政指導という形だけでは十分ではございませんので、今度幸いに指定射撃場協会の全国の連合会もできるやうでございますので、この協会の育成、発展を図りまして、そういうところに自主的に、そういう競争によるところの不正教習等がないように、十分に自主性を發揮して相互に注意し合ひながら、切磋琢磨しながら正常に発展するように指導をしてまいりたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○川合委員 ただいまの保安部長のお話でありましたが、どうぞしっかりとこの問題について取り組んでいただきたいと思います。

質問を終わります。

○木村委員長 石川要三君。

○石川委員 午前中からの質問で大変お疲れのところでございますが、間もなく大臣が来るということで、まだ時間が少しあるから、つなぎではございませぬが、大臣の来るまで若干の質問をしたいと思います。

私は銃砲刀剣というものにつきましては余り関心のない男でございます。終戦間近に兵隊に行きました。私が行ったときにはすでに帝國陸軍は兵卒まで銃砲が渡らなかつたやうな状態でございます。それから、銃砲を担いだことも余りないやうな男でございます。きわめて初歩的でございますが、幾つかの点をお尋ねしたいと思ひます。

大方の質問は出されて、私がお尋ねしたいと思ひますが、すべて言い尽くされておるやうでございますが、さらに幾つかの点についてお尋ねします。

まず最初に、今回のこの取締法の一部改正の中で、所持の許可の基準、これについては覚えい刺中毒の者には銃砲または刀剣類の所持の許可をし

ないということが明らかに成っておりまして、持してよろしいという内容というのはいくらも持ったのでしようか。

○森永政府委員 今回新たに欠格条項の中に麻薬中毒者を加えることにしているわけでございまして、これまでの覚せい剤中毒者の取り扱いでございまして、これにつきましてもは全然欠格条項として排除をすることができなかったというわけではございまして、覚せい剤中毒者については、心神耗弱の状態であれば現行法でも心神耗弱、麻薬、大麻中毒者という欠格条項がございすから、それに当てはめまして排除するようにいたしておたわけでございまして、ところが、この心神耗弱という認定が大変むずかしいわけでございまして、覚せい剤の中毒者についても、それを適用しようとしてもなかなか適用がでなかったというのが実情でございまして、したがって、今回明確に覚せい剤中毒者というものを欠格条項に入れるようにお願いしたい、こういうことでございす。

○石川委員 私があの人に聞いたところによりまして、さっきばらんに言いました、医師の診断を受けに行くと、大体千五百円か何かの診察料を払えば、余り診察もしなくてすぐ証明書が出されていくというのが大方の実態のように承っているのですが、確かにこれは厳格にやるわけじゃないと思うのです。ですから、これは実際に何かやるのですか、お医者さんが健康診断をやるのですか。やっていくのが現実なんですか、この点はどうなんですか。

○森永政府委員 やっているかというところで御質問がございましたら、私も実際に見ているわけじゃないんですけど、どういふふうな状態でございまして、そこを御答弁がでないわけではございまして、しかしながら、私も医師を一通り信頼をしておりますので、診断書を書かれる以上はやはりそれについての責任というものは当然あるだろうというふうな、そういう前提でこの診

断書の信頼性というものを考えておるわけでございす。

しかしながら、先生御指摘になりましたように、これは必ずしも専門医による診断書ばかりじゃございまして、むしろ少ないというぐらいいでございまして、たとえば普通の内科の先生が診断を出されるというケースもあるわけでございまして、そういう場合であっても、私どもの認定よりは、やはり医学的な見地からの診断をされた結果でございまして、十分尊重しなければならぬと思っております。

しかしながら、私どもとしては究極においては覚せい剤中毒患者に鑑別等を許可してはならないわけではございまして、念には念を入れなければいけません。先ほど申し上げましたけれども、覚せい剤中毒者のほとんどが現在注射でやっております。最近では鼻から覚せい剤を吸い込むという方法もあるようでございすけれども、一応現在では注射が多うございす。したがって、そういう者を発見する、あるいは中毒者であれば一応態度、言語、動作である程度の素人判断もできますので、そういうものを見ていく。それから、そこを管轄するところの派出所、駐在所では大体管内の住民の方々を掌握しておりますので、最近変わったところがないかというような事柄についても報告をとりまして、そして総合的に判断する、その中で不審点があればやはり専門医にお願いをいたしまして、それでまたはつきりした診断をやった上で認定をして、それでこれを排除する、こういう措置をとりたい、こういうふうにお考えおるわけではございす。

しかしながら、これは先ほど来問題になっておりますけれども、現在全国統一の覚せい剤中毒者の認定基準というのはまだできておらないわけではございまして、これは、最近覚せい剤中毒者によるところの犯罪が非常にふえておまして、そ

ういふものを防止するというためにもどうしても必要でございすので、現在厚生省の方に早く全国の認定基準を決めてくれというのを申し入れをしておりまして、厚生省でもその作業を急いでおります。そういうものができたら、なおさらそういふものの認定というものが容易になるだろう、こういうふうにお考えおるわけではございす。しかしながら、認定基準がでなければその認定ができないかと言え、そうではございまして、現在でも一応精神衛生法によって強制入院あるいは自主入院をさせておる者の数が約六百名ほどいるわけでございすので、そういう実績もありまして、さらに私どもとしては念を入れて間違った認定をしていくように努力したい、こういうふうにお考えおるわけではございす。

○石川委員 次に、先ほど川合さんの質問の中に眠り銃のお話がございました。私は、この眠り銃というのにつきましてもは川合さんとは少し見解が違ふのでございすけれども、しかしよくゴルフなんかでスリーピングメンバーというのがありますね、あれとやや似ているのではないかと思うのですが、スリーピングメンバーといつても、あした行くかもわかりません。そういう点では厳密に区別できないと思うのです。しかし、大体大方スリーピングメンバーというのとはわかるわけですね。そうしますと、銃砲等の場合の要するに眠り銃というものはどのぐらゐの割合があるものですか。

○森永政府委員 眠り銃ということについての認定そのものが大変むずかしいわけでございすので、現在約九十万丁ほどは銃等の割合を占めますけれども、その中で眠り銃がどの程度の割合を占めるかということをお答えしにくいのですけれども、しかし、毎年大体二万丁ほど眠り銃であるというところで、お願いをいたしまして、譲渡あるいは廃棄をしていただいている、こういうのが現状でございす。

○石川委員 そこで、そういうような眠り銃といふますか、銃には使用するためにあるのと、もう一つは、愛玩、骨とう品の持つ眠り銃的なもの

があると思うのです。さっき川合さんは、やはり眠り銃というものを余り取り上げない方がいいのじゃないかという御説だったので、そういう使用されないものでも盗難されれば暴力団の方に流れるかもしれない、そういう危険性を考えた場合には、基本的にはやはり廃棄してもらおうとか、そういったような方向にあるのが好ましいのじゃないかと思うのですが、また、そのような方法で、そのような精神を今回のこの中にくみ取れるのじゃないかと私は思うのですけれども、さっきの質疑ではどうもその点がはつきりしないで、むしろそれは余り取り上げない方がいいのじゃないか、こういうことでしたが、その点をもう少しはつきりと……

○森永政府委員 改正の趣旨、また方針をいたしましても、眠り銃は非常に危険性が高いわけではございすので、努めて排除したい、こういう考えは持っているわけでございす。しかしながら、その排除と申しますか、譲渡されたり廃棄をさせたり、そういう措置をしていただくのに、所有者の意思を無視したいわゆる強制にわたったり、あるいは意に反したり、こういうことがあつてはこれは行き過ぎでございすので、この手段、方法については、できるだけ所有者の任意性を尊重してこの措置をしていただく、こういうふうなことを考えなければいけないだろう、そのために末端にそのような仕事のやり方について指示をいたしたい、こういうふうにお答えしたわけでございまして、決して矛盾するものではないというふうな私どもは理解をしているわけでございす。

○石川委員 そして、これは今年三年になったわけですね。その場合に、三年ごとにその所有するものを提示するわけですね。三年ごとにちゃんと警察なりに行って示すわけでしょう、私のものはこうですと。それで更新してもらおうわけですね。その場合に、たとえばある人に流してしまつた、悪意をもって暴力団なりどこかへ流してしまつた、こういうようなときにはどういふふうな処罰をされるのですか。

○森永政府委員 不正に譲渡する場合には不正譲渡になりますし、また、譲り受けた者も、許可を持っていなければその人は不法所持ということになって法違反になるわけでございます。その不正譲渡の場合には、行政的にはこの銃は失効する、こういうことになります。

○石川委員 そうすると、三年たつて、実際には銃が不正にどこかへ流されてしまったという場合には、その人は警察から呼ばれて、君はどうしたんだということ、しかるべき行政的な処置をされるわけですね。そういうふうな解釈していいですね。

次に、今度は、三年ごとに更新の前に講習を受けなければならぬ。これは受けなければやはり罰則があるのですか。

○森永政府委員 これは罰則はございませんけれども、いわゆる更新時の許可の条件になっておりますから、更新ができないということになるわけでございます。

○石川委員 それから許可証の合理化ですね。いままでは一丁一丁ごとに許可を得た。今度はこれが一つの許可証の中で追加されるわけですね。これは確かに一つの合理化と言えは非常に合理化で、簡素化になったのですけれども、見方によると甘くなった、取り締まりが非常に緩和されたというふうにも解釈されるのですが、そういうふうな解釈することはむしろ正しい解釈じゃありませんか。

○森永政府委員 現行法では一銃一許可証制をとっておるわけでございますが、これでは警察としても実態をつかむのに大変不便でありますし、そしてまた、銃砲等の所持者にとっても大変不便でございます。一冊の許可証の中に全部を列記する、こういう方式に改めたいということでございます。それによりまして、警察としても、現行の一銃一許可証制をとりますと、この個々の銃についてばかりですけれども、人を単位にした場合、たとえば私が銃を何丁持っておるのかということ、これを調べようとした場合に、これが出てこない

わけでございます。ただ、この銃はだれが持っているかというところはわかりますが、その人が銃を何丁持っているか、どういう種類のものを持っているか、こういう実態を知ろうとしても、現在の仕組みでは出てこないわけでございます。したがって、警察が銃単位だけでなくて、できるだけ人の単位でその実態をつかもうとする場合には、非常に掌握がしやすいという利便もござい

それから、この銃等の所持者にとりましては、たとえば三十丁持っている人は三十冊持っているわけでございますので、これを一つずつ更新をする場合に、また一つずつ持っていかなければならぬ、これは大変めんどろでございます。また、現行法では、更新をする時期が、許可を受けた日が起点になりますから、三十丁であれば、もう三十回その一冊ずつ持って許可更新しなければならぬ、こういうことになるわけでございます。それから、今度の改正法では、更新の時期が誕生日更新、これは交通の免許証と同じように誕生日更新になりますから、一冊の許可証であれば、もう一遍にそこで許可更新ができる、それで警察としてもその中身が全部わかる、こういうように相互に便利になるんじゃないか、こういうように考えておるわけでございます。これは決して銃等の所持者に対して甘くしたというだけではございません。

○石川委員 この最後の方に、表一として、ライフル銃など銃砲刀剣類の所持許可の年次別の数字が入っていますけれども、昭和四十八年と五十二年では、五十二年末現在が約八千丁ばかり減っているのですが、こういうのはどういうふうな理解したらいいのですか。

○森永政府委員 最近、銃等は減少してまいっております。これは特別な理由はないと思っておりますけれども、私どもが一応推定いたしておりますのは、一つは不景気であるということと、もう一つは猟場が非常に狭くなった、いわゆる猟場自身も非常に厳しくなりました、それでまた獲物もだん

だん少なくなる、こういうことから最近では徐々に減少しておるのではないかと、こういうふうに一応推測をしておるわけでございます。

○石川委員 それでは、せっかく大臣が来られたから、一言だけ最後にひとつ質問をさせていただきます。

今回の取締法の一部改正でございますが、先ほど質疑の中でもこの趣旨、目的がいろいろと言われましたが、私はこれは非常にむずかしいことではないかと思ひます。確かに、暴力団とかあるいは過激派分子、こういったような方面に流れる大量なこういった武器は、単なる健全な趣味や何かで持っている銃砲刀剣というようなものはごくわずかしかならないとは思ひますけれども、しかし、これはなかなか捕捉できないと思ひます。こういうようなものが過激派分子だとかあるいは暴力団に流れるということ、これを非常に心配するわけでございますが、そういうふうなことを考えますと、何かこの法では、個々のそういった所持者のいろいろな取締法の強化整備ということでございますから、これは関連ないというわけではございませんが、しかし、それだけでは何かもういったような角度からの対策については若干不満足、不備だというふうな感じがいたします。したがって、そういうような暴力団あるいは過激派分子、こういったようなものにこういう武器や何かが流れることを阻止できるような法律というものを考えられるかどうか、またその意思等を聞きたいと思ひます。

○加藤國務大臣 銃砲や刀剣等が暴力団また極左暴力集団等に流れますことは、全く困ることでございます。がしかし、これは不正にさような面に流れていかないということは保証しがたいのでありますから、法律はそのことをもとより許してはおらないのでありますけれども、厳重な取り締まりを行ひまして、さようなことの絶対にならないように努めてまいりたい、かように考えます。

○石川委員 ありがとうございます。

○木村委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

いたしました。

○木村委員長 これより討論に入るのであります。が、別に討論の申し出もございませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。(拍手)

この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○木村委員長 次回は、明十二日午前十一時理事会、午後一時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

昭和五十三年五月二十七日印刷

昭和五十三年五月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局